

【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2020年9月29日

【中間会計期間】 自 2020年1月1日 至 2020年6月30日

【会社名】 OPコーポレート・バンク・ピーエルシー  
(OP Corporate Bank plc)

【代表者の役職氏名】  
ローリ・イロニエミ  
(Lauri Iloniemi)  
財務・資産・負債管理部門責任者  
(Head of Treasury and ALM)  
ペッカ・モイシオ  
(Pekka Moisio)  
資金調達・流動性管理部門責任者  
(Head of Funding and Liquidity Management)

【本店の所在の場所】 フィンランド共和国 ヘルシンキ市 00510  
ゲブハルディナウキオ 1  
(Gebhardinaukio 1, 00510 Helsinki, Finland)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 吉井 一浩

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区大手町1-1-1  
大手町パークビルディング  
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03-6775-1061

【事務連絡者氏名】 弁護士 井上 貴美子  
同 小野 領斗  
同 瀬戸山大雅  
同 吉本 郷

【連絡場所】 東京都千代田区大手町1-1-1  
大手町パークビルディング  
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03-6775-1157/1444/1546/1621

【縦覧に供する場所】 該当事項なし。

(注1) 本書において、別段の記載がある場合を除き、下記の用語は下記の意味を有するものとする。

- 「CRD」とは、 ( )CRD指令、( )CRD規則並びに( )CRD指令及びCRD規則により義務付けられる範囲において、当行又は当行及びその子会社に適用され、かつ金融商品が((場合により)単体又は連結で)当行又は当行及びその子会社の法定資本に含まれるにあたり充足されるべき要件を(単独で又はその他の法令若しくは規制と併せて)規定する一切の法定資本に関する法令若しくは規制、又はその他の要件(疑義を避けるために付言すると、欧州銀行監督機構(又はその後継機関若しくは代替機関)(以下「EBA」という。))により公表された一切の規制における技術的基準を含む。)をいう。
- 「CRD規則」とは、 2013年6月26日付の金融機関及び投資会社の財務健全性の要件を規定する欧州議会及び欧州理事会による規則(EU規則第575/2013号)(改正又は差換えを含む。)をいう。
- 「CRD指令」とは、 2013年6月26日付の金融機関の活動並びに金融機関及び投資会社の財務健全性の監督を目的とする欧州議会及び欧州理事会による指令(EU指令第2013/36号)(改正又は差換えを含む。)をいう。
- 「OP-ポヨラ・グループ」とは、 2015年1月までの、OPフィナンシャル・グループを指す名称をいう。
- 「OPフィナンシャル・グループ」とは、 (a)OP協同組合、(b)会員協同組合銀行、(c)OPコーポレート・バンク・ピーエルシー、(d)OP協同組合の子会社(本書の日付現在に存在するかそれ以降に設立されるかにかかわらず)及び(e)その時々存在する連合法第1章第2条に記載される協同組合銀行を除く会員信用機関(OPカード・カンパニー・ピーエルシー、OPモーゲージ・バンク及びOPカスタマー・サービス・リミテッドを含むがそれらに限られない。)をいう。
- 「OP協同組合」とは、 OPフィナンシャル・グループの中核機関(旧OP-ポヨラ・グループ中央協同組合)(フィンランド語ではOP *Osuuskunta*)をいう。
- 「会員協同組合銀行」とは、 連合法に基づき、OPフィナンシャル・グループを構成する約141行のOP協同組合銀行をいう。
- 「会員信用機関」とは、 当行、OPカード・カンパニー・ピーエルシー、OPモーゲージ・バンクズ及びヘルシンキ地域協同組合銀行(従前のヘルシンキOPバンク・リミテッド)を含む会員協同組合銀行をいう。
- 「OP協同組合銀行」とは、 OP協同組合の金融コンソーシアムの会員協同組合銀行をいう。
- 「信用機関法」とは、 フィンランドの信用機関法(フィンランド語では *Laki luottolaitostoiminnasta* 610/2014)(改正を含む。)をいう。
- 「当行」又は「OPコーポレート・バンク」とは、 OPコーポレート・バンク・ピーエルシー(フィンランド語ではOP *Yrityspankki Oyj*)(旧ポヨラ・バンク・ピーエルシー)をいう。
- 「フィンランド」とは、 フィンランド共和国をいう。

「当グループ」又は「OPコーポレート・バンク・グループ」とは、

当行及びその子会社をいう。

「連合法」とは、

フィンランドの預金受入銀行の連合に関する法律(フィンランド語では *Laki talletuspankkien yhteenliittymästä 599/2010*)(改正を含む。)をいう。

- (注2) 別段の記載がある場合を除き、「ドル」、「米ドル」及び「US\$」はアメリカ合衆国の通貨を指し、「ユーロ」、「EUR」及び「€」は欧州連合の機能に関する条約(改正を含む。)に基づき欧州経済通貨統合の第3段階の開始時に導入された単一の通貨を指し、「円」、「日本円」及び「¥」は日本国の通貨を指し、「加盟国」は欧州経済地域の加盟国を指す。2020年9月4日(日本時間)現在、株式会社三菱UFJ銀行が提示した対顧客電信売買相場の仲値は、1ユーロ = 125.87円であった。本書におけるユーロから日本円への換算額は、読者の便宜のためにのみ記載するものであり、ユーロ額が上記レートで日本円に換算されることを示すものと解してはならない。
- (注3) 本書中の表における数値が四捨五入されている場合、合計の数値は必ずしも関連する各数値の合計と一致しない。
- (注4) 本書中における経営陣の現在の予測、考え、見積り、予想、見通し及び想定を表現しているすべての将来の見通しに関する記述は、経営環境の将来的な発展並びに当グループ及びその様々な機能による将来的な財務実績に対する現在の見解に基づくものであり、実際の結果は将来の見通しに関する記述と大幅に異なる可能性がある。

## 第一部【企業情報】

### 第1【本国における法制等の概要】

以下の事項を除き、2020年8月13日付で提出した有価証券報告書(以下「有価証券報告書」という。)に記載された事項について、当該半期中に重要な変更はない。有価証券報告書に記載された事項から変更された箇所には下線を付す。

#### 1【会社制度等の概要】

##### (1)【提出会社の属する国・州等における会社制度】

信用機関法は、フィンランドの信用機関に関する自己資本規制、事業活動、報告義務等を規制する主要な法律である。信用機関に関する欧州連合の指令及び規則の施行は、フィンランド国内では大部分において信用機関法によって完了した。当行は、CRD及び信用機関法に基づき、その法定資本要件を算出している。当行のような預金受入銀行の事業活動は、信用機関法に基づき、下記のような業務で構成することが認められている。

- (1)一般からの預金及びその他の払戻しが可能な資金の獲得
- (2)その他の資金の獲得
- (3)与信及び資金供給行為並びにその他の資金供給のアレンジ
- (4)ファイナンス・リース
- (5)支払サービス及びその他の支払取引
- (6)電子マネーの発行、関連データの処理及びその他の事業のための電子機器に関するデータの蓄積
- (7)代金回収
- (8)為替
- (9)信託業務
- (10)証券取引及びその他の証券業務
- (11)保証業務
- (12)信用照会業務
- (13)証券仲介業務、住宅会社への関与及び住宅貯蓄活動に関連する住宅不動産の仲介業務
- (14)上記(1)ないし(13)で言及される業務と同等又は密接に関連するその他の業務

##### (2)【提出会社の定款等に規定する制度】

#### 年次株主総会

年次株主総会は事業年度の終了日から6ヶ月以内の取締役会が指定した日に開催されるものとする。

年次株主総会では、財務書類及び取締役会報告書が提示されるものとし、財務書類の承認、貸借対照表に提示された利益の配分、取締役会の構成員及び頭取兼最高経営責任者の責任の免除、取締役会の構成員数及びその報酬並びに監査役報酬が決定され、取締役会の構成員及び監査役が選任され、かつ年次株主総会招集通知に記載のその他の事項について検討が行われるものとする。

## 第2【企業の概況】

## 1【主要な経営指標等の推移】

## OPコーポレート・バンク・ピーエルシー

## (1)2018年及び2019年の12月31日に終了した年度

## 連結

	12月31日に終了した年度	
	2018年	2019年
収益合計(百万ユーロ) <sup>*</sup>	1,046	1,165
税引前利益(百万ユーロ)	439	412
税引後利益(百万ユーロ)	352	332
包括利益合計(百万ユーロ)	241	409
株主資本合計(株主資本、百万ユーロ)	4,147	4,374
総資産額(百万ユーロ)	66,725 <sup>**</sup>	69,126
1株当たり株主資本(ユーロ)	12.7	13.45
1株当たり利益(シリーズA株式)(ユーロ)	該当なし <sup>***</sup>	該当なし <sup>***</sup>
1株当たり利益(シリーズK株式)(ユーロ)	該当なし <sup>***</sup>	該当なし <sup>***</sup>
Tier 1比率(%) <sup>****</sup>	15.5	15.2
株主資本利益率(%)	8.5	7.8
株価収益率(%)	該当なし <sup>***</sup>	該当なし <sup>***</sup>
営業活動に使用した純資金(百万ユーロ)	-3,500	-2,032
投資活動から生じた(に使用した)純資金(百万ユーロ)	23	-39
財務活動から生じた純資金(百万ユーロ)	3,258	1,617
現金及び現金同等物(百万ユーロ)	13,355	12,902
従業員数(人)	2,507	2,675

<sup>\*</sup> 2010年以降の当グループの利益分析において、収益合計に債権の減損は含まれていない。

<sup>\*\*</sup> 売買目的債券の利息収益及び経費、並びに既に純利息収益として計上されたデリバティブは、2019年1月1日以降、純投資収益として計上された。かかる変更は遡及的に行われた。かかる変更はまた、純投資収益に該当する項目の分類の規定も含む。

売買目的債券の未収利息、並びに既にその他の資産及び負債として計上されたデリバティブは、2019年1月1日以降、貸借対照表上で、デリバティブ契約の項目として計上されている。同時に、OPコーポレート・バンクは、これらの契約の利息を相殺する手続を規定した。かかる変更は遡及的に行われた。

保険金の支払い又は保険金に係る明白な代位返済に関連して、当行が引き継いだ残存資産は、2019年1月1日以降、保険負債から控除されている。

<sup>\*\*\*</sup> 当行に対してなされたOP協同組合の公開買付完了後、2014年11月28日に、当行の株式は振替証券制度の適用外となり、シリーズA株式及びシリーズK株式は単一のシリーズの株式に統合された。2014年12月31日以降の1株当たり利益及び株価収益率(%)は公表されていない。

<sup>\*\*\*\*</sup> 当グループは2018年12月31日及び2019年12月31日現在のその自己資本を、2014年1月1日に施行されたEU資本要件規則及び指令(EU規則第575/2013号)(以下「CRR規則」という。)に従って示した。

## 単体

	12月31日に終了した年度	
	2018年	2019年
税引前利益(百万ユーロ)	466	191
税引後利益(百万ユーロ)	278	144
株式資本(百万ユーロ)	428	428
純資産額(株主資本、百万ユーロ)	2,649	2,623
総資産額(百万ユーロ)	62,743	65,252
従業員数(人)	686	707

## (2)2018年、2019年及び2020年の6月30日に終了した6ヶ月間

## 連結

	6月30日に終了した6ヶ月間		
	2018年	2019年	2020年
収益合計(百万ユーロ)*	555	568	488
税引前利益(百万ユーロ)	244	187	138
包括利益合計(百万ユーロ)	157	251	32
株主資本合計(株主資本、百万ユーロ)	4,056	4,221	4,387
総資産額(百万ユーロ)	66,980	67,273	83,318
1株当たり株主資本(ユーロ)	該当なし	該当なし	該当なし
1株当たり利益(シリーズA株式)(ユーロ)	該当なし**	該当なし**	該当なし**
1株当たり利益(シリーズK株式)(ユーロ)	該当なし**	該当なし**	該当なし**
Tier 1比率(%)***	16.0	14.7	13.9
株主資本利益率(%)	9.7	7.4	5.2
営業活動から生じた(に使用した)純資金(百万ユーロ)	573	-1,501	6,848
投資活動に使用した純資金(百万ユーロ)	-21	-17	-1
財務活動から生じた(に使用した)純資金(百万ユーロ)	2,095	-483	1,570
現金及び現金同等物(百万ユーロ)	16,222	11,353	21,976
従業員数(平均)(人)	2,658	2,686	2,775

\* ) 2010年以降の当グループの利益分析において、収益合計に債権の減損は含まれていない。

\*\* ) 当行に対してなされたOP協同組合の公開買付完了後、2014年11月28日に、当行の株式は振替証券制度の適用外となり、シリーズA株式及びシリーズK株式は単一のシリーズの株式に統合された。2014年12月31日以降の1株当たり利益及び株価収益率(%)は公表されていない。

\*\*\* ) 当グループは2018年6月30日、2019年6月30日及び2020年6月30日現在のその自己資本を、2014年1月1日に施行されたCRR規則に従って示した。

## 2【事業の内容】

以下の事項を除き、有価証券報告書に記載された事項について、当該半期中に重要な変更はない。有価証券報告書に記載された事項から変更された箇所には下線を付す。

当行のコーポレート・バンキング部門は、拡大するOPフィナンシャル・グループのバンキング部門の一部として、法人顧客及び機関投資家に向け、資金調達及び財務管理のニーズに応えるソリューションを提供している。コーポレート・バンキング部門は、法人顧客及び機関投資家に対し、融資及び資金管理のサービス並びに貿易融資のサービス、貸付金及び保証の供与並びにリースサービス及び売掛金を担保とした融資を提供している。さらにそのサービスは、株式及び債券の発行のアレンジ、保管サービス、株式、外国為替、金融市場、デリバティブ商品並びに投資リサーチを含む。コーポレート・バンキング部門は、その顧客及び当行の双方が国際市場において提示した注文を執行しており、また国際デリバティブ市場、ユーロ圏の国債市場及び社債市場における積極的なプレイヤーである。顧客は、フィンランド国内外の企業及び機関投資家により構成されており、収益は、純利息収益、手数料純額及び純投資収益から生じている。当行は、バルト諸国の3ヶ所すべての支店を通じて法人顧客向けサービスを提供している。バルト諸国における法人顧客向けサービスには決済及び流動性管理並びに運転資本、リース及び投資資金融資が含まれる。2020年6月30日現在のバルト諸国における銀行事業の規模は、当行のコーポレート・バンキング部門のエクスポージャー合計の約9.5%となった。

なお、本書中の「第3 事業の状況 - 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」も参照のこと。

### 3【関係会社の状況】

#### 親会社並びに主要な子会社及び関連会社

##### 当グループ

現在の当グループは、当行及びその子会社により構成されている。事業運営に従事している最も重要な子会社には、ポヨラ・インシュアランス・リミテッド(エウロoppライネン・インシュアランス・カンパニー・リミテッド、A-インシュアランス・リミテッド及びポヨラ・ホスピタル・リミテッドを含む。)及びOPカストディ・リミテッドが含まれる。

2013年に、ポヨラ・インシュアランス・リミテッドは、整形外科的疾患及び損傷の検査及び治療を専門とした、外来手術のための病院であるオマサイラーラ・オー・ワイをヘルシンキに設立した。

2016年8月、オマサイラーラ・オー・ワイは、その名称をポヨラ・ヘルス・リミテッドに変更した。OPフィナンシャル・グループのヘルス・サービス事業の焦点の一端として、2019年6月1日に、ポヨラ・ヘルス・リミテッドはポヨラ・ホスピタル・リミテッドに改名された。ポヨラ病院は、ヘルシンキ、タンペレ、オウル、クピオ及びトゥルクに所在する。2019年、OPフィナンシャル・グループは、ポヨラ・ホスピタル・リミテッドは将来的には病院事業の発展に重点を置くこととし、従前の計画で明示していた新たな医療センターの開設は行わないことを決定した。さらに、ポヨラ・ヘルス・リミテッドは、2019年6月1日に産業保健サービス部門をメヒライネンに売却し、将来的には整形外科及びスポーツ診療行為のみに特化する。

2020年3月31日、A-インシュアランス・リミテッドは、ポヨラ・インシュアランス・リミテッドに統合された。

2020年4月28日、OPコーポレート・バンク及びカイヴォカドゥンPL-ハリント・オーワイは、後者を前者に統合する合併計画を受諾した。かかる合併の登記予定日は2020年10月31日である。

(2020年6月30日現在)

名称	所在地	主要な事業内容	株式資本 (千ユーロ)	議決権割合 (%)
<b>親会社</b>				
OP協同組合	ヘルシンキ	金融サービス、OPフィナンシャル・グループの中核機関	5,886,158*	-
<b>子会社</b>				
ポヨラ・インシュアランス・リミテッド**	ヘルシンキ	保険業務	17,000	100
A-インシュアランス・リミテッド	ヘルシンキ	保険業務	5,000	OPコーポレート・バンクの完全子会社
カイヴォカドゥンPLハリント・オーワイ	ヘルシンキ	証券取引、非行爲的	5,000	100
OPファイナンス・エー・エス	エストニア	銀行業務	640	100
OPファイナンス・エス・アイ・エー	ラトビア	銀行業務	6,750	100
UAB OPファイナンス	リトアニア	銀行業務	166	100
ポヨラ・ホスピタル・リミテッド	ヘルシンキ	医療サービス業	100	OPインシュアランス・リミテッドの完全子会社
エウローパライネン・インシュアランス・カンパニー・リミテッド	ヘルシンキ	保険業務	2,520	OPインシュアランス・リミテッドの完全子会社
<b>連結財務書類に含まれる組成された事業体</b>				
リアル・エステート・ファンズ・オブ・ファンズ・ケー・ワイ	ヘルシンキ	不動産投資	***	OPインシュアランス・リミテッドが22.2%を保有する
リアル・エステート・ファンド・フィンランド・ケー・ワイ	ヘルシンキ	不動産投資	***	OPインシュアランス・リミテッドが24.5%を保有する
<b>関連会社</b>				
オッソ・インフラストラクチャー・ケー・ワイ	ヘルシンキ	インフラへの投資	***	40
ヨーロピアン・リアル・エステート・シニア・デット・2	英国	不動産投資	***	40

\* ) 協同組合資本

\*\* ) ポヨラ・インシュアランス・リミテッドは、当行の特定子会社に該当する。

\*\*\* ) 有限責任組合

## OPフィナンシャル・グループの重要指標

親会社グループであるOPフィナンシャル・グループの以下に表示された年度及び期間の重要指標は以下のとおりである。

	12月31日に 終了した年度	6月30日に終了した 6ヶ月間	
	2019年	2019年	2020年
収益合計(百万ユーロ) <sup>*</sup>	3,181	1,579	1,481
税引前利益(百万ユーロ)	838	396	287
税引後利益(百万ユーロ)	670	319	224
包括利益合計(百万ユーロ)	926	594	158
純資産額(株主資本、百万ユーロ)	12,570	12,202	12,515
総資産額(百万ユーロ)	147,024	144,158	160,225
Tier 1比率(%)	19.6	19.6	17.7
CET1資本比率(%)	19.5	19.5	17.7
株主資本利益率(%)	5.5	5.4	3.6
営業活動から生じた(に使用した)純資金(百万ユーロ)	-3,185	-1,545	6,275
投資活動から生じた(に使用した)純資金(百万ユーロ)	-118	-77	547
財務活動から生じた(に使用した)純資金(百万ユーロ)	3,048	-127	2,396
現金及び現金同等物(百万ユーロ)	12,168	10,551	21,947
従業員数(人)	12,226	12,774	12,772

\* ) 債権の減損を除く収益合計が表示されている。

## 信用機関の自己資本

資本基盤(単位：百万ユーロ)	2020年 6月30日	2019年 12月31日
<b>OPフィナンシャル・グループ株式資本</b>	<b>12,515</b>	<b>12,570</b>
OPフィナンシャル・グループ株主資本における保険会社の影響の消去	-224	-237
公正価値評価差額準備金、キャッシュ・フロー・ヘッジ	-199	-141
<b>CET1(控除前)</b>	<b>12,092</b>	<b>12,192</b>
無形資産	-590	-630
年金負債の超過積立及び評価調整	-105	-76
資本基盤から差し引かれた協同組合資本	-2	-142
利益分配案及び前年同期に支払われなかった利益分配	-69	-97
ECLマイナス予想損失の不足額	-481	-428
<b>CET1資本</b>	<b>10,845</b>	<b>10,819</b>
経過規定が適用されるハイブリッド資本	40	60
<b>その他Tier 1資本(AT1)</b>	<b>40</b>	<b>60</b>
<b>Tier 1資本(T1)</b>	<b>10,885</b>	<b>10,879</b>

社債	2,049	806
Tier 2資本(T2)	2,049	806
資本合計	12,934	11,685

リスク・エクスポージャー残高(単位：百万ユーロ)	2020年 6月30日	2019年 12月31日
<b>クレジット・リスク及びカウンターパーティ・リスク</b>	<b>54,424</b>	<b>49,216</b>
<b>標準的アプローチ(SA)</b>	<b>4,462</b>	<b>4,101</b>
中央政府及び中央銀行エクスポージャー	391	304
信用機関エクスポージャー	7	8
コーポレート・エクスポージャー	2,957	2,646
リテール・エクスポージャー	1,008	1,069
株式投資	23	22
その他	75	52
<b>内部格付に基づくアプローチ(IRB)</b>	<b>49,962</b>	<b>45,115</b>
信用機関エクスポージャー	1,056	1,023
コーポレート・エクスポージャー	27,137	25,580
リテール・エクスポージャー	13,607	10,320
株式投資	7,095	6,898
その他	1,065	1,293
<b>市場及び決済リスク(標準的アプローチ)</b>	<b>2,016</b>	<b>1,309</b>
<b>オペレーショナル・リスク(標準的アプローチ)</b>	<b>3,964</b>	<b>4,232</b>
<b>価格調整(CVA)</b>	<b>242</b>	<b>191</b>
<b>その他のリスク<sup>*</sup></b>	<b>611</b>	<b>11</b>
<b>リスク・エクスポージャー合計額</b>	<b>61,256</b>	<b>54,959</b>
ECBの決定に基づいたリスク加重フロア	179	505
<b>リスク加重フロアを含むリスク・エクスポージャー合計額</b>	<b>61,435</b>	<b>55,464</b>

\* ) 2020年6月30日現在のその他のリスクは、新型コロナウイルス感染症への対応の影響を示す。

比率(単位：%)	2020年 6月30日	2019年 12月31日
CET1資本比率	17.7	19.5
Tier 1比率	17.7	19.6
自己資本比率	21.1	21.1

比率(全面適用)(単位：%)	2020年 6月30日	2019年 12月31日
CET1資本比率	17.7	19.5
Tier 1比率	17.7	19.5
自己資本比率	21.0	21.0

資本要件(単位：百万ユーロ)	2020年 6月30日	2019年 12月31日
資本基盤	12,934	11,685
資本要件	8,449	8,068
資本要件に対するバッファ	4,484	3,617

13.8%の資本要件は8%の最低要件、2.5%の自己資本維持バッファ、1.0%のその他の制度上重要な機関(以下「O-SII」という。)のバッファの要件、欧州中央銀行(その承継機関又は代替機関を含め、以下「ECB」という。)により設定された2.25%(前年同期は2.0%)の最低要件(P2R)及び海外エクスポージャーのための国別の変動する自己資本維持バッファから成る。

レバレッジ比率(単位：百万ユーロ)	2020年 6月30日	2019年 12月31日
Tier 1資本(T1)	10,885	10,879
エクスポージャー合計	144,356	131,504
レバレッジ比率(%)	7.5	8.3

企業の最低レバレッジ比率を示すレバレッジ比率は、欧州委員会委任規則に基づき表示されている。当該規則によれば、最低比率は3%である。最低レバレッジ比率は、半期末の数値に基づく。

OPフィナンシャル・グループは、補完的協同組合資本及び劣後ローンへの古い資本性商品に関して、経過規定を適用した。

#### 金融・保険コングロマリットの監督に関する法律に基づくOPフィナンシャル・グループの自己資本

(単位：百万ユーロ)	2020年 6月30日	2019年 12月31日
OPフィナンシャル・グループ株式資本	12,515	12,570
ハイブリッド債及び社債	2,089	866
資本基盤から控除されたその他のセクター特定項目	-223	-349
のれん及び無形資産	-1,351	-1,393
保険事業評価差異*	588	720
利益分配案及び前年同期に支払われなかった利益分配	-69	-97
資本基盤から控除されたIFRS項目**	-196	-150
ECLマイナス予想損失の不足額	-455	-402
<b>コングロマリット資本基盤合計</b>	<b>12,897</b>	<b>11,766</b>
信用機関法定資本要件***	7,564	7,132
保険事業運営のための法定資本要件*	1,410	1,386
<b>コングロマリット最低資本基盤合計</b>	<b>8,974</b>	<b>8,518</b>
<b>コングロマリット自己資本</b>	<b>3,923</b>	<b>3,248</b>
<b>コングロマリット自己資本比率 (資本基盤 / 最低資本基盤)(%)</b>	<b>144</b>	<b>138</b>

\* ) 保険会社のソルベンシー及びソルベンシー資本要件(以下「SCR」という。)予想に基づく公正価値及び帳簿価額の差額

\*\* ) 年金負債の超過積立、公正価値評価差額準備金のキャッシュ・フロー・ヘッジ部分

\*\*\* ) リスク・エクスポージャーの合計額 × 13.8%(前年同期は14.5%)

数値には経過規定が考慮されている。

金融・保険コングロマリットの監督に関する法律(*Laki rahoitus - ja vakuutusryhmittymien valvonnasta, 699/2004*)によるOPフィナンシャル・グループの自己資本は、連結手法を用いて計算される。かかる手法においては、銀行・保険業に係る規制の下では、資本資源には含まれるが株主資本には含まれない資産が、コングロマリットの貸借対照表における株主資本に加えられる。当該コングロマリットに属する他の事業体の損失補填に利用できない項目は、資本資源に含めることができない。

金融・保険コングロマリットの最低資本基盤は、信用機関の連結最低自己資本及び保険会社のSCRから成る。

#### 4【従業員の状況】

##### 従業員及び報酬

2020年6月30日現在、当グループの従業員数は2,935人(前年同期は2,675人)であった。従業員数は、特に保険部門において2019年末水準に比べ増加した。かかる増加は、主にOPコーポレート・バンクの損害保険販売部門のポヨラ・インシュアランス・リミテッドへの移管に起因する。第2四半期においては、夏季労働者の採用も従業員数増加の要因となった。

2020年6月30日現在、従業員の平均給与は、1ヶ月当たり3,948ユーロである。当グループの従業員の平均年齢は40.8歳であり、継続雇用の平均年数は10.1年である。

2020年6月30日現在、当グループの従業員のうち合計800人(2019年6月30日は743人)がコーポレートバンキング部門、2,095人(2019年6月30日は2,032人)が損害保険部門及び40人(2019年6月30日は33人)がその他業務部門で勤務していた。

2020年のOPフィナンシャル・グループ及び当行により適用された変額報酬の制度は、成功報酬制度及び全従業員をカバーする従業員年金から成る。成功報酬制度及び従業員年金の測定基準には、年間計画に基づく、会社固有の目標及びグループ・レベルの戦略的な目標が考慮される。年金制度の策定にあたり、OPフィナンシャル・グループは、金融部門の報酬制度に関する規制を考慮した。変額報酬に関する詳細は、OPフィナンシャル・グループの年金報告書に記載される。

## 第3【事業の状況】

### 1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題】

#### (1)経営方針・経営戦略等

「3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」を参照のこと。

#### (2)経営環境及び対処すべき課題

「3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」を参照のこと。

### 2【事業等のリスク】

以下の事項を除き、有価証券報告書に記載された事項について、本書提出日現在まで重要な変更はない。有価証券報告書に記載された事項から変更された箇所には下線を付す。

#### 当グループの業務に関するリスク

##### 当行に関するクレジット・リスク

銀行にとって最も重要なリスクは、クレジット・リスクである。当行の貸付金ポートフォリオの潜在的な評価減を予測することは困難であり、一般的な経済情勢、顧客及び取引先の信用格付の変動、顧客による信用管理又は顧客の貸付金の返済能力の変動、担保ポジションの実現価値、産業内における構造的及び技術的な変革を含む多くの要因並びに法律上及びその他の規制要件等のその他の外部要因に依拠している。

クレジット・リスク管理の目的は、特定のクレジット・リスクの価格を顧客に対して設定し、かかるクレジット・リスクを信用利鞘に含め、かつ担保を設定し、財務上の制限を設けることによりクレジット・リスクを軽減することである。しかしながら、クレジット・リスクの見積り及びその価格設定並びに担保の実現価値及び実現時期は不確定であるため、評価減が生じた場合には、当行の事業、業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性がある。見積損失が将来における実際の損失を反映するという保証はない。かかる見積りが不正確又は不適切であると判明した場合には、当行の事業、業績及び財政状態は悪影響を受ける可能性がある。

2019年6月30日から2020年6月30日までの間における当行の貸付金ポートフォリオの成長率は、6.8%であった。フィンランドの国内総生産、輸出及び資本支出の成長率に関する不確実性の存在及びそこに内在するマイナスの傾向により、企業の支払不履行、倒産及び失業率が増加し、したがって当行の利鞘にマイナスの影響を与える可能性がある。また当行の貸付金ポートフォリオの成長率は、その他の要因の中でもとりわけ、当行が信用度基準を満たす顧客向けに貸出高を増やすことができない場合、又は政府債務等の要因からの影響を受ける債券発行市場の不安定な相場に起因して資金調達へのアクセスが減少した場合に制約を受ける可能性がある。

当行が貸付金ポートフォリオの利鞘と同時に高い信用度を維持できない場合には、当行は資金調達費用の増加を相殺するのに十分な利息収益を生み出すことができないか又は信用損失を被る可能性があり、当行の事業、業績及び財政状態に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。当行は、貸付先が契約上の条件に従って貸付金を返済しないリスク及びかかる貸付金の支払いを保証する担保が不十分であるリスクにさらされている。このため、当行は大幅な信用損失を被る可能性があり、利益に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

当行は、その貸付金ポートフォリオ及びクレジット・リスクについて定期的な検証及び分析を行っている。貸付金ポートフォリオ及び保証ポートフォリオに関連する減損費用の減少及び低水準の不良債権にもかかわらず、当行の法人顧客の一部は、厳しい経営環境に直面している。当行のリスク・エクスポージャーに関連する最大の懸念点は、貸付金ポートフォリオにおける将来の減損費用に関連している。現在の市場状況の重大性及び継続期間が不確実なことから、将来における債権の減損の規模を予測することは困難である。しかしながら、現在のフィンランド及び世界における全般的な経済状況により、当行は数々の延滞債権に直面する可能性がある。信用損失及び延滞債権の水準が予想よりも高い場合には、当行の事業、業績及び財政状態に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

### クレジット・リスクの集中

当行の法人顧客向けの信用、保証及びその他のエクスポージャーの大部分は、フィンランドの法人顧客に関連する債務で構成されている。また当行のエクスポージャーの合計には、比較的大口の顧客固有のクレジット・リスクの集中も含んでいる。大口のエクスポージャーとは、控除及びクレジット・リスク軽減のその他の認識後に、顧客リスクをカバーする資本基盤の10%を超えるエクスポージャーである。2020年6月30日現在の大口顧客のエクスポージャーの計算に用いる資本基盤は、合計4.8十億ユーロ(2019年6月30日は4.5十億ユーロ)となった。引当金及びその他のクレジット・リスク緩和の認識後にエクスポージャーが資本基盤の10%を超えた顧客は3社であった。2020年6月30日の大口顧客のエクスポージャーの金額は合計1.5十億ユーロとなった。

2020年6月30日現在、法人及び住宅協会に対する当行のエクスポージャーの観点から測った場合に最も重要な業界は、12.8%(2019年6月30日は12.0%)を占めるエネルギー、11.6%(2019年6月30日は12.4%)を占めるサービス業及び11.4%(2019年6月30日は10.2%)を占める貿易業を含む。しかしながら、当行の事業、業績及び財政状態は、産業固有の集中よりも、フィンランドの地理的なリスク集中による悪影響をより強く受ける可能性がある。当行の信用損失の水準は、フィンランドの経済状況が悪化した場合又は大口の貸付先が債務不履行に陥った場合に増加する可能性がある。かかる事由が実現した場合には、当行の事業、業績及び財政状態に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

また当行は、フィンランドにおけるいくつかの産業に関連し、産業目的の買い手及び財務目的の買い手(プライベート・エクイティ投資家を含む。)向けの買収融資に参入した。当行はいくつかの案件では主要な貸し手であったが、他方、融資総額のうちの少額の割合を占める買収融資に数多く参加した。この場合、とりわけ貸し手の利益保護に関する行為及び組織再編の可能性に関する貸し手の共同意思決定に対する当行の影響力は、通常限定的である。例えば、財務目的の買い手(プライベート・エクイティ投資家を含む。)により買収された企業又は当行が融資を行ったその他の企業が債務を履行できなかった場合には、当行の事業、業績及び財政状態は重大な悪影響を受ける可能性がある。

### デリバティブ・ポジションに関するリスク

当行は、顧客及び当行の自己勘定の両方のために、先渡し、先物及び外国為替の契約及びオプション等のデリバティブ取引を行うことによりデリバティブ事業に従事している。2020年6月30日現在、デリバティブの額面総額は283,780百万ユーロ(2019年6月30日は267,477百万ユーロ)であり、その金利デリバティブの額面価格は231,283百万ユーロ(2019年6月30日は222,373百万ユーロ)であった。デリバティブ資産の公正価値は4,993百万ユーロ(2019年6月30日は4,220百万ユーロ)であり、デリバティブ負債は4,165百万ユーロ(2019年6月30日は3,662百万ユーロ)であった。デリバティブ契約の価値は、とりわけ、契約の原資産の価値の変動、価格変動、金利水準及びクレジット・リスクによる利鞘の変動並びに契約の満期日に左右される。デリバティブ事業に関連するリスクには、原資産又は原証券の公正価値を評価することができないリスク及び市場

状況を理由に当行が有利な条件で又は一切のデリバティブ・ポジションを確立することができないリスクが含まれる。当行のデリバティブ事業に伴うさらなるリスクには、デリバティブのカウンターパーティが契約により生じる債務を理解していないか若しくはその債務を履行することができないリスク又は当行に対して契約のカウンターパーティが設定した担保が不適切であると判明するリスクが含まれる。デリバティブ事業のオペレーショナル・リスクには、とりわけ、不適切なドキュメンテーション及び担保管理に関連する潜在的な手続上のリスクが含まれる。前述のリスクが生じた場合には、当行の事業、業績及び財政状態に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

リスク管理はデリバティブ事業の中核的な役割を担い、当行はデリバティブ事業に関するリスク管理を継続的に行っている。当行のデリバティブ事業の成長により、リスク管理の需要が高まっている。例えばシステム、方法及び手続の不備又は人為ミスの可能性があるため、当行のリスク管理が、将来的に当行のデリバティブ事業に関するすべてのリスクを完全に管理できる保証はない。リスク管理の継続的な発展にかかわらず、当行のリスク管理は、取引高がより多く、より複雑な商品に関するリスクを効率的に管理するのに不十分である可能性がある。当行のリスク管理が不適切であると判明した場合には、当行の事業、業績及び財政状態に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

### バルト諸国の営業領域に関するリスク

当行は、バルト諸国全土の当行の支店を通じて法人顧客向けサービスを提供している。バルト諸国における法人顧客向けサービスには、決済、流動性管理及び運転資本、リース及び投資資金融資が含まれる。2020年6月30日現在、バルト諸国における銀行事業の規模は、当行のコーポレート・エクスポージャー合計の約9.5%と、未だに小さい。

当グループは、フィンランドにおける銀行業務の豊富な経験を有しているが、バルト諸国における市場区分は、フィンランドの市場における区分とは大幅に異なり、異なる経営環境、法律、行政、労働規制及び税制に関連する追加的なリスクを伴う。

バルト諸国における事業の失敗は、当行の事業、業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性がある。

### 欧州における実質的な破綻状態にある銀行の破綻処理の枠組み及び損失吸収

#### 再生・破綻処理指令及びフィンランドにおける実施

信用機関及び投資会社の再生と破綻処理のための枠組みを設定するEU指令第2014/59号(以下「BRRD」という。)は、2015年1月1日(ペイルイン・ツールについては2016年1月1日)を実施期限として2014年7月に施行された。BRRD(ペイルイン・ツールを含む。)は、とりわけ新しいフィンランドの信用機関及び投資会社の処理に関する法律(フィンランド語では *Laki luottolaitosten ja sijoituspalveluyritysten kriisinratkaisusta*, 1194/2014)(改正を含む。)(以下「危機処理法」という。)及び新しいフィンランドの金融安定化当局に関する法律(フィンランド語では *Laki rahoitusvakausviranomaisesta*, 1195/2014)(改正を含む。)(以下「金融安定化当局法」という。)を含む、2014年12月19日に可決された新たな包括立法により、フィンランドにおいて2015年1月1日より施行された。

危機処理法に基づき所管の破綻処理当局(現在の金融安定化当局(フィンランド語では *Rahoitusvakausvirasto*)(以下「FIN-RA」という。))に対して付与される権限には、とりわけ、所管の破綻処理当局に対し、破綻に瀕した金融機関の一定の無担保負債(本社債が含まれ得る。)の元本金額又は利息の全額若しくは一部を減額するための権限、及び/又は一定の債務(本社債が含まれ得る。)を、OPフィナンシャル・グループの存続主体(もしあれば)の株式を含む別の有価証券に転換するための権限を付与する、資本性商品に関する、法定の「元本削減及び転換権限」並びに別の破綻処理ツールである「ペイルイン・ツール」

が含まれる。ベイルイン・ツールは、破綻した又は破綻しそうな機関の資本を再構成するために利用することができ、当局が、破綻処理を通じてかかる機関を再構築し、その再編成及び再構築後の信頼を回復する。資本性商品の「元本削減及び転換権限」は、ある機関又はそのグループが実質的な破綻状態に陥った時点で、かつ、破綻処理措置が講じられる前に、Tier 1及びTier 2資本性商品が損失を全額吸収することを確保するために利用することができる。

さらに、危機処理法においてFIN-RAに対して付与される権限には、以下の破綻処理ツールが含まれる。( )該当する金融機関又はその事業のすべて若しくは一部を、株主の同意を要することなく、また、本来適用される手続上の要件を遵守することなく、商業的な取引条件で売却するよう指図する権限、( )該当する金融機関の事業のすべて若しくは一部を「ブリッジ・バンク」(公的に管理される企業)に対して譲渡する権限、及び( )該当する金融機関の資産を、長期にわたる運用を可能にするために資産運用事業体に対して譲渡する権限である。危機処理法はまた、FIN-RAが破綻処理ツールを実施する権限を付与する。かかる権限には、債務証券の債務者として、該当する金融機関を取り換えるか又は代理する権限、債務証券の条件を変更する権限(満期日及び/又は利息額を変更する権限、及び/又は支払いを一時停止させる権限を含む。)、及び/又は上場及び金融商品の売買を中止する権限が含まれる。

BRRDはまた、EEA加盟国及び英国が、最終手段として、追加的な金融安定化ツール(すなわち、公的資本支援及び一時的な公的所有ツール)を通じた臨時的公的金融支援を提供することを許容する。かかる臨時的金融支援はEUにおける国家支援の枠組みに従って提供されなければならない。

「ベイルイン」の権限の適用はすべて、通常の倒産処理手続における請求の序列に従うものとする。したがって、かかる適用による社債権者への影響は、かかる序列に従ったその順位に依拠し、これは、預金者その他の債権者に付与された優先権を含む。

2017年12月12日、欧州議会及び理事会により指令第2017/2399号(以下「修正指令」という。)が採用された。修正指令は、EU内又は英国内で設立された信用機関及び金融機関の連結の範囲内で発行する通常債務、長期債務、無担保債務の支払不能時の優先順位に新しい階層を加える。修正指令の条項に従い、2018年11月15日、フィンランドの法律の改正(危機処理法の改正を含む。)が発効した。フィンランドにおける、修正指令を受けた新しい法律の施行は、支払不能の際に、資本性証券及び資本性証券の適格性を有しない劣後債務よりは優先するが、他のシニア債務よりは劣後する、新たなクラスの非優先シニア債務を導入した。フィンランドにおいて、これは信用機関法及び投資サービス法の改正を通じて実施される。信用機関法は、第1章の新たな第4a条を通じて、信用機関の債権者の支払順序に関して拡大され、これにより信用機関が倒産した場合について、債権者の支払順序に関する法律(*Act on the Order of Payment of Creditors*)(フィンランド語では*Laki velkojien maksunsaantijärjestyksestä, 1992/1578*)(改正を含む。)(以下「優先順序法」という。)に除外項目が設けられる。その他の場合においても、優先順序法はこれらの機関に適用される。フィンランドの法律のその他の改正には、とりわけ、機関の自己資本に含まれる項目の額面価格を減らすこと、及び特定のその他の貸借対照表上の項目を減らし、転換する義務(危機処理法第6章第1条)並びに債務の削減及び実施を転換する義務(危機処理法第8章第3条)の改正が含まれる。

破綻処理ツールは、該当する金融機関の倒産処理手続が開始されるより前に、FIN-RAが、危機処理法に含まれる破綻処理に関する該当条件を満たしていると判断した場合にのみ利用されることが意図されている。危機処理法には、ベイルイン・ツールの適用に関連して株主及び債権者の保護規定が含まれている。当該規定は、これらの者が通常の倒産処理手続に基づき該当する金融機関が解散した場合に負担していたであろう額を上回る額の損失を負担しないことを保証することを目的としている。「ベイルイン」の権限の行使による社債権者への処置が、通常の倒産処理手続における序列に基づく場合より不利な内容であった場合、社債権者は、機関による独立した評価に基づき、危機処理法に従った補償を受ける権利を有する(BRRDに基づく

「債権者を不利にしない」原則と呼ばれる。)。かかる一切の補償は、かかる社債権者が実際に被った損失について当該社債権者を補償する可能性は低く、かかる補償の回復には大幅な遅延が生じる可能性が高い。通常の倒産処理手続において社債権者が分配を一切受領しなかったであろう場合、補償は一切ない。

破綻処理権限の行使又はかかる行使の勧告は、本社債の価値に重大な悪影響を及ぼし、本社債権者が本社債に対して有する投資の価値の一部又は全部を失うことにつながる可能性がある。特に、当行及び本社債に関するペイルイン・ツールの行使又はかかる行使の勧告は、本社債権者の権利、本社債に対する投資の価格若しくは価値、及び/又は当行が本社債に基づく自らの債務を履行する能力に対して悪影響を及ぼし、本社債権者がかかる社債に対する投資の価値の一部又は全部を失うことにつながる可能性がある。

BRRDは、EU指令第2019/879号によりさらに改正され、2020年12月28日までには国法に置き換えられる。かかる修正には、とりわけ、G-SIIの総損失吸収能力(TLAC)要件の導入、適格負債の定義及び適格負債のMRELの算出方法の改正、破綻処理当局が最大分配可能額を制限する権限、並びに破綻処理当局が合併企業を破綻状態の単一の企業として扱い、会員銀行を個別のMREL要件から免除する可能性が含まれる。また、当該改正には、破綻処理当局が、破綻処理前であっても信用機関の支払義務及び引渡義務を停止することができる権限、優先債務の個人投資家への売却禁止、契約承認規則の改正も含まれている。

#### 単一破綻処理メカニズム

BRRDは、単一破綻処理メカニズム及び単一破綻処理基金の枠組み内での信用機関及び一定の投資会社の破綻処理に関する統一規則及び統一手続を定め、EU規則第1093/2010号を改正する、直接拘束力のあるEU規則第806/2014号(以下「SRM規則」という。)(単一破綻処理メカニズムを、以下「SRM」という。))により補完されており、本規則は2016年1月1日から完全に適用された。SRM規則は、2020年12月28日に発効するBRRDの改正を反映し、規則第2019/877号により改正された。

SRMは、単一監督メカニズムの適用を受けている事業体に適用されている。ECBの選択基準に従って、当行を含むOPフィナンシャル・グループは現在、BRRDに関するフィンランドにおける実施措置に代わり、再生・破綻処理に関する主要な規約として、SRMの適用を受けている。

SRMは、SRMの対象となる機関に対して破綻処理の権限を有する単一の欧州破綻処理委員会(以下「SRB」という。)を設置し、国内当局の権限に代わる又はこれを上回るものとした。SRBは、その権限の対象となる事業体(OPフィナンシャル・グループを含む。))について破綻処理計画の策定及び採択を行う。これは、SRBは、BRRDの下、ECBの直接監視下において信用機関のための国家当局の役割を果たすことを意味する。また、同委員会は、元本削減及び転換権限に基づき、OPフィナンシャル・グループが常に満たすべき自己資本及び適格負債の最低要件について、管轄当局と協議の上決定する。また、SRBは、SRMに規定される早期介入の権限(機関の破綻処理の準備のために、当該機関に対し、その購入予定者と交渉させる権限を含む。)を行使する。

SRBは、SRMに基づき、BRRDにおける国内当局の権限と同様の、特定の破綻処理権限を行使する。SRBが利用できる破綻処理ツールには、事業売却ツール、ブリッジ機関ツール、資産分離ツール及びペイルイン・ツールがある。さらに、SRBは、資本性商品に関して「元本削減及び転換権限」を行使することができる。したがって、「再生・破綻処理指令及びフィンランドにおける実施」における破綻処理ツール、権限及び本社債権者に関連するリスクについての記載は、SRMに基づきSRBに与えられるツール、権限及び本社債権者に関連するリスクを準用して読まれなければならない。

### 3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

#### (1)業績等の概要

「(3)財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」を参照のこと。

#### (2)生産、受注及び販売の状況

「(1)業績等の概要」を参照のこと。

#### (3)財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

以下の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析の記載は、2020年6月30日に終了した6ヶ月間に関するものである。本項に含まれているすべての将来に関する記述は、当行の考え、見通し、目標及び予想に基づき、かつ本書提出日現在の予測に基づいている。

#### 2020年6月30日に終了した6ヶ月間

##### 事業環境

新型コロナウイルス感染症の大流行による経済危機は、第2四半期に拡大した。4月に最も深刻な落込みが見られたが、規制が緩和された5月から6月には回復し始めた。

金融市場においては、3月には既に危機が表面化していた。中央銀行は、増大した市場の不確実性に迅速に対応し、流動性市場を支援するため思い切った例外的措置を講じた。第2四半期には、株価は3月の底値から大幅に反発し、債券市場のリスク・プレミアムは低下した。危機による不確実性は欧州銀行間取引金利(Euribor)にも影響を与えたが、6月には金利は危機前の水準まで低下した。

フィンランド経済は第1四半期に既に縮小しており、かかる低迷は4月にはさらに悪化した。5月から6月にかけて景気が回復し始めた一方で、第2四半期において国内総生産は大幅に減少した。

突然の危機は解雇の記録的な増加につながった。しかし、ほとんどの解雇は一時的なもので、6月には解雇された人数は既にかなり少なくなっていた。支払カードのデータによると、3月末から4月初めの家計の支出は5分の1超削減された。規制が解除され、最大の不確実性が緩和されたことにより、6月には家計の購買は危機前の水準に戻った。

住宅市場は大打撃を受けた。住宅販売件数は落ち込んだが、初夏には回復した。一方、住宅価格は危機の影響を直接的には受けなかった。

経済の見通しは一時的に回復しているものの、依然として極めて不透明である。感染爆発が再び進んだ場合、金融市場の不確実性が急速に高まる可能性がある。感染症の大流行の直接的な影響が徐々に弱まったとしても、輸出市場の低迷はフィンランド経済に追って影響を及ぼす可能性がある。

第2四半期において、新型コロナウイルス感染症は銀行業に著しい影響を与えた。4月及び5月に、貸付金ポートフォリオは6.8%、預金ポートフォリオは11.2%増加した。貸付金ポートフォリオの伸びは、新規貸付需要及び返済猶予が与えられたことによる。企業向貸付金ポートフォリオは12.1%の高い成長率を維持した

が、他方で、個人顧客向貸付金の成長率は3%と比較的安定していた。4月及び5月の住宅ローン・ポートフォリオは2.8%成長した。

4月から6月にかけて、フィンランドで登録された投資信託の価格は10.7十億ユーロ増加し、117.2十億ユーロとなった。かかる増加は主にプラスの価格変動による。

第2四半期中、新型コロナウイルス感染症による景気低迷により一部の種類の保険商品の売上は減少したが、保険金請求件数も減少した。第2四半期における株価の急激な上昇は保険会社の投資を支えた。

## 連結利益の分析

(単位：百万ユーロ)	2020年度 上半期	2019年度 上半期	増減 (%)	2019年度 第1-第4四半期
純利息収益	165	136	21.3	295
純保険料収益	288	267	7.8	402
純手数料収益	-5	-15	-	-28
純投資収益	25	150	-83.1	450
その他営業収益	15	30	-51.0	47
<b>収益合計</b>	<b>488</b>	<b>568</b>	<b>-14.1</b>	<b>1,165</b>
人件費	98	97	1.2	184
減価償却 / 償却費及び減損	24	25	-4.9	63
その他営業費用	208	199	4.5	386
<b>費用合計</b>	<b>330</b>	<b>321</b>	<b>2.8</b>	<b>632</b>
債権の減損	-67	-13	-	-51
オーナー顧客のOPポイント	-2	-2	-	-4
一時免除(オーバーレイ・アプローチ)	49	-44	-	-66
<b>税引前総利益</b>	<b>138</b>	<b>187</b>	<b>-26.3</b>	<b>412</b>

## 1月から6月

連結税引前利益は138百万ユーロ(前年同期は187百万ユーロ)であった。収益合計は14.1%減少して488百万ユーロとなり、費用合計は2.8%増加して330百万ユーロとなった。利益は、主に純利息収益及び純保険料収益の増加により増加した。新型コロナウイルス感染症の大流行による市場の変化により、投資収益は特に第1四半期に減少し、債権の減損は増加した。債務不履行の新定義の採用により、債権の減損損失が増加し、かつ費用が増加したことも利益に影響を与えた。

純利息収益は165百万ユーロ(前年同期は136百万ユーロ)に増加した。コーポレート・バンキング部門の貸付金ポートフォリオの増加及び貸出利鞘の上昇により純利息収益は増加した。6月までの1年間において、OPコーポレート・バンクの貸付金ポートフォリオは6.8%増加して24.7十億ユーロとなり、預金は30.1%増加して13.6十億ユーロとなった。預金ポートフォリオは特に第2四半期に増加した。純保険料収益は288百万ユーロ(前年同期は267百万ユーロ)に増加した。保険料収益は1.9%増加し、保険金発生額は1.8%減少した。保険部門の営業合算率は89.3%(前年同期は92.5%)であった。

純手数料収益は10百万ユーロ増加して-5百万ユーロとなった。82百万ユーロとなった手数料収入は前年同期比で2百万ユーロ減少し、87百万ユーロとなった手数料支出は12百万ユーロ減少した。手数料収入は、前年

同期より増加した証券仲介手数料による収益により上昇した。それは、主に健康福祉サービスによる手数料の減少により減少した。手数料支出は保険業務及び健康福祉サービスの費用低下により減少した。

当グループが、損害保険及びデリバティブの販売についてOPフィナンシャル・グループの会員協同組合銀行に支払う手数料により手数料支出は増加した。会員協同組合銀行に支払われた手数料支出は前年同期比で1百万ユーロ減少した。

純投資収益は、125百万ユーロ減少して25百万ユーロとなった。損益を通じた公正価値に基づく金融資産による純収益は、95百万ユーロ減少して24百万ユーロとなった。これは主として、新型コロナウイルス感染症の大流行の影響により、第1四半期に株式及び債券の公正価値が減少したことによるものである。その他の包括的利益を通じて公正価値で認識された金融資産による純収益は、26百万ユーロ減少して12百万ユーロとなった。その他の包括的な収益を通じたこれらの項目は、前年同期比で減少した債券に係るキャピタル・ゲインにより減少した。純投資収益は、保険部門においては125百万ユーロ減少して-36百万ユーロとなり、その他業務部門においては10百万ユーロ減少して2百万ユーロとなったが、コーポレート・バンキング部門では9百万ユーロ増加して59百万ユーロとなった。損益を通じて公正価値で認識される損害保険の株式商品については、一時的な適用免除(オーバーレイ・アプローチ)が適用されており、これにより当該半期の投資収益は49百万ユーロ増加したが、前年同期においては44百万ユーロ減少した。オーバーレイ・アプローチの範囲内での投資の公正価値の変動は、資本の公正価値評価差額準備金として計上される。オーバーレイ・アプローチを含め、75百万ユーロの当グループの純投資収益は、前年同期比で31百万ユーロ減少した。保険部門により計上された投資収益は、31百万ユーロ減少して13百万ユーロとなった。公正価値に基づく損害保険の投資収益率は1.1%(前年同期は6.7%)だった。

その他営業収益は15百万ユーロとなり、産業保健サービス部門の売却により増加した前年同期を15百万ユーロ下回った。

費用合計は、前年同期で9百万ユーロ増加して330百万ユーロとなった。人件費は前年同期比で1百万ユーロ増加して98百万ユーロとなった。減価償却/償却費及び減損は24百万ユーロとなり、1百万ユーロ減少した。その他営業費用は、9百万ユーロ増加して208百万ユーロとなった。かかる増加は、主にICT費用の増加及び金融当局に課される費用の前年同期比での増加による。

計上された債権の減損は67百万ユーロ(前年同期は13百万ユーロ)であり、これにより利益は減少した。債権の減損は、新型コロナウイルス感染症の大流行による貸付金ポートフォリオへの影響及び減損損失の計算に使用される債務不履行の新定義が第1四半期に採用されたことにより増加した。債権の減損を増加させたその他の要因には、予想信用損失の計算に使用されるマクロ経済パラメーターの更新及び減損の段階間の貸付金の移行が含まれる。最終的に計上された債権の減損の純額は6百万ユーロ(前年同期は1百万ユーロ)であった。貸付金及び保証ポートフォリオに対する不良債権比率は1.1%に上昇した(前年同期は0.5%)。貸付金及び債権の減損は、貸付金及び保証ポートフォリオの0.48%(前年同期は0.11%)を占めた。

当該半期の32百万ユーロ包括利益(前年同期は251百万ユーロ)は、公正価値評価差額準備金の変動により減少した。公正価値評価差額準備金は、2019年末から76百万ユーロ減少して-6百万ユーロとなった。株式及び債権の公正価値は第1四半期において大幅に減少したが、第2四半期の初めには回復した。その他の包括利益を通じて認識される債権の公正価値は52百万ユーロ減少し、オーバーレイ・アプローチの範囲内の株式の公正価値は42百万ユーロ減少した。

### 新型コロナウイルス感染症の危機の最中にOPコーポレート・バンクによりとられた措置

新型コロナウイルス感染症の危機の間、OPコーポレート・バンクはその中小企業顧客に対し、企業向け貸付について、新型コロナウイルス感染症の大流行により事業が打撃を受けた場合の返済猶予の機会を提供し

た。かかる返済猶予について別途手数料は課されなかった。6月末には、OPコーポレート・バンクは、中小企業からローンの返済スケジュールの変更に関して5,000件を超える申請書を受領していた。

ポヨラ・ホスピタル・リミテッドは、新型コロナウイルス感染症の危機の間、社会にとって重要な公共医療業務において職員を提供してきた。それらの職員は、感染連鎖の追跡等において尽力した。ポヨラ・ホスピタル・リミテッドは、かかる臨時業務の期間中の従業員の給与を支払っている。

OPコーポレート・バンクは従業員の職場における安全な労働環境を実現している。可能な業務については広範囲にわたるリモート・ワークも奨励される。これらの対策を通じて、OPコーポレート・バンクは、新型コロナウイルス感染症の危機の間も、社会にとって重要なサービスを確実に利用可能にした。

OPコーポレート・バンクは、オフィスでの業務への復帰に関して、安全で、段階的な、かつ適切に管理された詳細な計画を策定した。6月上旬時点には従業員は職場に戻れるようになり、同時に出勤するのは最大で従業員の30%となるようにした。8月の夏休みの主要時期明けから、OPコーポレート・バンクは、従業員及び顧客の安全及び健康並びに業績を考慮しながら可能な限り通常の業務慣行に戻ることを目指している。

## 企業責任

OPフィナンシャル・グループの基本理念及び企業責任を規定する原則は、OPコーポレート・バンクの運営の指針にもなっている。

企業責任は、OPフィナンシャル・グループの事業及び戦略の重要な部分である。企業責任活動では、経済、社会及び環境への責任に配慮している。OPフィナンシャル・グループは、フィンランドにおいてOPフィナンシャル・グループが属する分野内における企業責任の先駆者を目指す。OPフィナンシャル・グループは、人権、労働権、環境及び腐敗防止の分野において、国連グローバル・コンパクト・イニシアチブの10原則を遵守することを約束する。OPフィナンシャル・グループは、2009年以来、国連責任投資原則に従うことに合意している。2019年9月、OPフィナンシャル・グループは、国連環境計画・金融イニシアティブ(UNEP FI)の下で責任ある国連責任銀行原則を策定し、加盟者となった。

多様性を促進するため、OPフィナンシャル・グループは、規定された管理職に占める男女それぞれの割合が40%を超えることを目標とする。6月末時点で、女性は27%(前年同期は26%)を占めた。

2月に、OPコーポレート・バンクは最初のグリーンボンド・レポートを発行し、これにはOPコーポレート・バンクが2019年2月に発行した500百万ユーロのグリーンボンドに関する記載が含まれ、融資された事業及びプロジェクトの例並びに達成された環境への影響が記載された。グリーンボンドにより調達された資金は、再生可能エネルギー、グリーンビルディング及び持続可能な土地利用のための資金として使われた。初めの1年間は、グリーンボンドによる資金により環境への著しくプラスな効果が得られた。OPコーポレート・バンクは、グリーンボンドに適格な企業向貸付の登録簿を保持している。かかるグリーンボンド登録簿には、グリーンボンドの額に応じた貸付額と、満期を迎えるローン等をカバーする、割当前のグリーン資産の準備金が含まれる。

2020年6月に開始した家族のための昼食キャンペーンでは、ポヨラ・インシュアランス・リミテッドは困窮している家庭やレストランのオーナーを支援することを目指し、低所得世帯に9,600食の昼食を寄付した。このキャンペーンはホープ・アールワイと一緒に企画されている。

## 事業セグメント別財務実績

OPコーポレート・バンク・グループの事業セグメントはコーポレート・バンキング部門及び保険部門である。業務部門に属さない業務はその他業務部門に分類されている。セグメント別の報告はOPコーポレート・バンクの連結財務書類に適用されている会計方針に基づいている。

### コーポレート・バンキング部門

- ・税引前利益は、債権の減損の増加により26.8%減少して89百万ユーロとなった。
- ・収益合計は11.1%増加した。純利息収益は9.4%増加した。純投資収益は17.1%増加した。市場の変化によるデリバティブのクレジット評価の調整(CVA)の評価の変化により、利益は21百万ユーロ(前年同期は7百万ユーロ)減少した。
- ・費用合計は5.8%増加して125百万ユーロ(前年同期は118百万ユーロ)となり、このうち3百万ユーロはICT費用の増加が、2百万ユーロは欧州安定負担金の増加が占めた。
- ・貸付金ポートフォリオは、6月までの1年間に6.8%増加して24.7十億ユーロとなった。
- ・債権の減損は、54百万ユーロ増加して68百万ユーロ(前年同期は14百万ユーロ)となった。延滞債権は貸付金及び保証ポートフォリオの1.1%(前年同期は0.5%)を占めた。
- ・最も顕著な開発投資は、融資及び支払システムの開発を含む。

### 主要な数値及び比率

(単位：百万ユーロ)	2020年度 上半期	2019年度 上半期	増減 (%)	2019年度 第1-第4四半期
純利息収益	202	185	9.4	383
純手数料収益	11	5	110.9	11
純投資収益	59	50	17.1	115
その他営業収益	10	14	-26.3	26
<b>収益合計</b>	<b>282</b>	<b>254</b>	<b>11.1</b>	<b>536</b>
人件費	30	30	-0.3	58
減価償却/償却費及び減損	7	8	-15.0	14
その他営業費用	89	80	10.1	148
<b>費用合計</b>	<b>125</b>	<b>118</b>	<b>5.8</b>	<b>220</b>
債権の減損	-68	-14	381.3	-51
OPポイント	-1	-1	14.6	-2
<b>税引前利益</b>	<b>89</b>	<b>121</b>	<b>-26.8</b>	<b>262</b>
収益に対する費用の比率(%)	44.3	46.5	-2.19*	41.1
貸付金及び保証ポートフォリオに対する延滞債権の比率(%)	1.1	0.5	0.6*	0.5
貸付金及び保証ポートフォリオに対する債権の減損の比率(%)	0.49	0.11	0.38*	0.19
総資産利益率(ROA)(%)	0.57	0.68	-0.11*	0.91
OPポイントを除く総資産利益率(%)	0.58	0.68	-0.10*	0.92
	<b>2020年 6月30日</b>	<b>2019年 6月30日</b>	<b>増減 (%)</b>	<b>2019年 12月31日</b>

貸付金ポートフォリオ(十億ユーロ)	24.7	23.2	6.8	23.7
保証ポートフォリオ(十億ユーロ)	3.1	2.6	19.9	3.1
預金(十億ユーロ)	13.6	10.3	32.6	11.2

\* ) 比率の変動

コーポレート・バンキング部門は、法人顧客及び機関投資家に向け、資金調達及び現金管理のサービス並びに貿易のための資金調達サービスを提供する。サービスは、債券の発行のアレンジ、コーポレート・ファイナンス、保管業務、株式、外国為替、金融市場、デリバティブ商品から投資リサーチにまでわたる。エストニア、ラトビア及びリトアニアに所在するOPコーポレート・バンクの支店及び子会社は、資産・セールスの財務ソリューションを提供する。

コーポレート・バンキング部門の貸付金ポートフォリオは、6月までの1年間に6.8%増加して24.7十億ユーロとなった。保証ポートフォリオは合計3.1十億ユーロ(前年同期は2.6十億ユーロ)となり、約定済みスタンドバイ・クレジット・ファシリティは3.9十億ユーロ(前年同期は4.4十億ユーロ)となった。資本市場商品の需要は前年同期比で増加した。

当該半期中、新型コロナウイルス感染症の大流行による不確実性は資本市場を通じてコーポレート・バンキング部門に影響を及ぼし、その結果、貸付の需要が上がった。信用スプレッド及びボラティリティは、特に第1四半期中に増加した。他方で、資本市場における取引は活発化した。新型コロナウイルス感染症の影響及び経済環境における変化は、サービスへの需要、資本市場及び債権の減損額の変化に反映されている。

#### 当該半期の財務実績

コーポレート・バンキング部門の税引前利益は、26.8%減少して89百万ユーロ(前年同期は121百万ユーロ)となった。収益合計は11.1%増加した。費用合計は5.8%増加した。収益に対する営業費用の比率は、前年同期比で44.3%(前年同期は46.5%)に改善した。

貸付金ポートフォリオの増加及び貸出金利の利鞘の上昇により、純利息収益は9.4%増加して202百万ユーロ(前年同期は185百万ユーロ)となった。純手数料収益は11百万ユーロ(前年同期は5百万ユーロ)に増加した。純手数料収益の増加は、OPフィナンシャル・グループ内で協同組合銀行に支払われた手数料の減少の影響を受けた。

純投資収益は59百万ユーロとなり、これは前年同期比で17.1%の増加であった。CVA評価により前年同期に7百万ユーロ減少した利益は、21百万ユーロ減少した。信用スプレッドの縮小により、第2四半期のトレーディング勘定の評価は上がった。顧客取引による収益は増加した。デリバティブ評価モデルの変更により、前年同期の純投資収益は22百万ユーロ減少した。

その他営業収益は10百万ユーロ(前年同期は14百万ユーロ)となった。債権の減損は68百万ユーロ(前年同期は14百万ユーロ)となった。債権の減損の増加要因には、3月に採用された債務不履行の新定義及び予想信用損失の計算に使用されるマクロ経済パラメーターの変更も含まれる。延滞債権は貸付金及び保証ポートフォリオの1.1%(前年同期は0.5%)を占めた。

費用合計は125百万ユーロ(前年同期は118百万ユーロ)となった。人件費は前年同期の水準を維持し、30百万ユーロ(前年同期も30百万ユーロ)となった。その他営業費用は、10.1%増加して89百万ユーロとなった。ICT費用は3百万ユーロ増加し、欧州安定負担金は2百万ユーロ増加した。

#### コーポレート・バンキング部門のリスク・エクスポージャー

コーポレート・バンキング部門における主要なリスクは、顧客の事業から発生するクレジット・リスク及び市場リスクに関するものである。

銀行業において、さしあたっては、クレジット・リスク・エクスポージャーは引続き安定しており、クレジット・リスクも引続き穏やかであったが、新型コロナウイルス感染症の大流行により、2020年の銀行のクレジット・リスク・エクスポージャーは減少する見込みである。当事業年度の上半期中に見られた主な影響は、貸付金の返済猶予の需要の増加及び債権の減損損失の増加であった。

新型コロナウイルス感染症の危機を受け、OPコーポレート・バンクは、3月から6月にかけて、総額1.4十億ユーロの法人エクスポージャーについて、返済猶予を与え、かつ返済スケジュールの変更を認めた。OPコーポレート・バンクの法人顧客を格付するための20段階の内部システムでは、返済スケジュールが変更されたか又は返済猶予が与えられた法人エクスポージャーの38%が上位9つの格付に分類され(最高又は高い信用力)、6%が下位5つの格付に分類されていた。返済猶予を与えられたか又は返済スケジュールの変更がなされた法人エクスポージャーのうち、24%は輸送及び倉庫業に関連し、20%は不動産の運営業及び賃貸業に関連し、このうち19%はサービス業に関連し、そのうち19%はホテル、12%はレストラン及びカフェ、また10%は予約サービス及び観光ガイドサービスが占めた。

3月から6月にかけて、予想信用損失が最も多く認識されたのは、サービス業、貿易業、不動産運営業、又は製造業及び産業を営む企業のエクスポージャーであった。

12ヶ月間の純受取利息の1パーセント・ポイントの変動の影響として測定された、6月末のコーポレート・バンキング部門の銀行勘定の金利リスクは-25百万ユーロであった。金利リスクの上昇は利息収益リスクを引き上げる。1年間の利息収益リスクは、向こう3年間の利息収益リスクの合計を3で除すことにより算出される。

#### 支払いが猶予された債権及び延滞債権

	支払いが猶予された債権エクスポージャー									
	(総額)		延滞債権(総額)		不良債権(総額)		損失評価引当金		不良債権(純額)	
	2020年 6月30日	2019年 12月31日	2020年 6月30日	2019年 12月31日	2020年 6月30日	2019年 12月31日	2020年 6月30日	2019年 12月31日	2020年 6月30日	2019年 12月31日
(単位：十億ユーロ)										
支払期限から90日超が経過している			0.13	0.13	0.13	0.13	0.11	0.11	0.02	0.02
支払われる可能性が低い			0.37	0.24	0.37	0.24	0.16	0.13	0.22	0.12
債権エクスポージャー	0.18	0.10	0.09	0.02	0.27	0.13	0.04	0.01	0.23	0.11
<b>合計</b>	<b>0.18</b>	<b>0.11</b>	<b>0.59</b>	<b>0.39</b>	<b>0.78</b>	<b>0.50</b>	<b>0.30</b>	<b>0.25</b>	<b>0.47</b>	<b>0.25</b>

2020年3月、OPフィナンシャル・グループは、債務不履行の新定義を採用したことにより、不履行の契約数を増加させた。

#### 主要な比率

(単位：%)	2020年6月30日	2019年12月31日
貸付金及び保証ポートフォリオに対する不良債権の比率	1.7	0.9
貸付金及び保証ポートフォリオに対する延滞債権の比率	1.1	0.5
貸付金及び保証ポートフォリオに対する債権の減損の比率	0.48	0.19

貸付金及び保証ポートフォリオに対する支払いが猶予された債権エクスポージャーの比率	0.6	0.4
不良債権に対する支払いが猶予された債権エクスポージャーの比率	35.5	42.1
不良債権に対する損失評価引当金(顧客からの債権)の比率	44.9	59.3

支払いが猶予された債権エクスポージャーは、予想クレジット・ロスを含まない。比較値は調整された。

OPコーポレート・バンクに関しては、3社の顧客エクスポージャーが引当金及びその他のクレジット・リスク緩和の認識後に顧客リスクをカバーする資本基盤の10%を超えた。大口法人顧客リスクは1.6十億ユーロとなった。

バルト諸国事業部のエクスポージャーは3.7十億ユーロ(前年同期は3.8十億ユーロ)となり、コーポレート・バンキング部門の銀行業に係るエクスポージャー合計の9.5%(前年同期は9.8%)を占めた。

## 保険部門

- ・税引前利益は11.2%減少して86百万ユーロ(前年同期は97百万ユーロ)となった。
- ・保険料収入は1.9%増加し、保険金発生額は1.6%減少した。
- ・オーバーレイ・アプローチを考慮した投資収益は13百万ユーロ(前年同期は44百万ユーロ)となった。公正価値に基づく純投資収益は-60百万ユーロ(前年同期は51百万ユーロ)であった。
- ・営業合算率は89.3%(前年同期は92.5%)で、営業リスクの比率は62.0%(前年同期も64.4%)であった。営業費用の比率は27.3%(前年同期は28.2%)であった。
- ・開発投資は電子サービスの開発及び基幹システムのアップグレードに重点が置かれた。

## 主要な数値及び比率

(単位:百万ユーロ)	2020年度 上半期	2019年度 上半期	増減 (%)	2019年度 第1-第4四半期
保険料収入	740	726	1.9	1,479
保険金発生額	451	459	-1.6	1,077
<b>純保険料収益</b>	<b>288</b>	<b>267</b>	<b>7.9</b>	<b>402</b>
損害保険、純手数料収益	-18	-23	-	-49
健康及び福祉事業、純手数料収益	4	5	-26.3	13
<b>純手数料収益</b>	<b>-15</b>	<b>-18</b>	<b>-</b>	<b>-36</b>
純投資収益	-36	88	-141.1	308
その他純収益	-1	4	-119.2	-4
<b>収益合計</b>	<b>237</b>	<b>342</b>	<b>-30.7</b>	<b>671</b>
人件費	66	66	0.5	125
減価償却/償却費及び減損	16	17	-1.3	47
その他営業費用	116	116	-0.7	230
<b>費用合計</b>	<b>198</b>	<b>199</b>	<b>-0.3</b>	<b>403</b>
オーナー顧客へのOPポイント	-1	-1	-	-2
一時免除(オーバーレイ・アプローチ)	49	-44	-	-66

税引前利益	86	97	-11.2	200
総資産利益率(ROA)(%)	2.43	2.79	-0.36*	2.93
OPポイントを除く総資産利益率(%)	2.46	2.82	-0.36*	2.96
営業合算率(%)	89.3	92.5		92.7
営業リスクの比率(%)	62.0	64.4		65.1
営業費用の比率(%)	27.3	28.2		27.7

\* ) 変化率

保険部門は損害保険事業及び健康福祉事業を含み、ポヨラ・インシュアランス・リミテッド及びポヨラ・ホスピタル・リミテッドから構成される。A-インシュアランス・リミテッドは、2020年3月31日にポヨラ・インシュアランス・リミテッドに統合された。損害保険部門の商品には、法人顧客及び個人顧客向けに販売された損害保険商品が含まれる。保険部門は、5つの病院を運営するポヨラ・ホスピタル・リミテッドも含む。

今春の新型コロナウイルス感染症の大流行により、顧客からの問合せ並びに旅行保険及び休業保険の保険金請求件数が増加した。他の多くの保険ラインにおいては、一般的な行動量の減少の結果として保険金請求件数は減少した。

ポヨラ・ホスピタル・リミテッドは、新型コロナウイルス感染症の危機の間、社会にとって重要な公共医療現場及び様々な病院に職員の派遣をしてきた。それらの職員は、感染連鎖の追跡等において尽力した。

ポヨラ・ヘルス・リミテッドにより提供されるサービスに顧客は満足している。手術を受けた顧客の間での1月から6月のNPS数値は97(前年同期も97)であった。

主要な開発投資は、電子取引及び購入サービスの開発並びに損害保険の基幹システムのアップグレードに集中した。

### 当該半期の財務実績

税引前利益は86百万ユーロ(前年同期は97百万ユーロ)となった。純保険料収益は288百万ユーロ(前年同期は267百万ユーロ)に増加した。

営業合算率は89.3%(前年同期は92.5%)であった。営業比率は割引率の変動を含まない。

### 保険料収入

(単位：百万ユーロ)	2020年度 上半期	2019年度 上半期	増減 (%)
個人顧客事業部	422	406	4.0
法人顧客事業部	318	321	-0.8
合計	740	726	1.9

当該半期中、個人顧客からの保険料収入は増加し、法人顧客からの保険料収入は減少した。保険料収入は合計1.9%増加した。

保険金発生額は1.6%減少した。損害保険及び企業責任保険の多額の請求(0.3百万ユーロを上回る請求)の新規の報告件数は、1月から6月までの期間において52件(前年同期は41件)となり、自己勘定に留保した保険

金発生額は合計69百万ユーロ(前年同期は38百万ユーロ)であった。新型コロナウイルス感染症の大流行により、特に旅行の中止による損失及びイベントの中止に関連した保険金支払額が増加した。法定年金に基づく未払請求に関する引当金の変動額により、前年同期は1百万ユーロ減少した収益は、当該半期において10百万ユーロ増加した。

過年度に係る保険金請求額の変動(割引率の変動を除く。)により、保険契約準備金勘定の残高は12百万ユーロ(前年同期は-1百万ユーロ)増加した。間接損害調整費を除く損害保険の営業リスクの比率は62.0%(前年同期は64.4%)であった。

費用は前年同期比で0.3%減少して1百万ユーロ減少した。営業費用の比率(間接損害調整費を含む。)は27.3%(前年同期は28.2%)であった。

## 投資

新型コロナウイルス感染症の大流行により、資本市場におけるバリュース・パフォーマンスは非常に低かった。

### 投資収益

(単位：百万ユーロ)	2020年度上半期	2019年度上半期
その他の包括的利益を通じた公正価値	9	31
損益を通じた公正価値	-33	70
償却原価	-2	1
損害保険商品	-11	-14
関連会社	1	0
<b>純投資収益</b>	<b>-36</b>	<b>88</b>
オーバーレイ・アプローチ	49	-44
<b>合計</b>	<b>13</b>	<b>44</b>

### 損害保険：主要な投資指標

(単位：百万ユーロ)	2020年度上半期	2019年度上半期
公正価値に基づく純投資収益(百万ユーロ) <sup>*</sup>	-60	51
公正価値に基づく投資収益(%)	1.1	6.7
確定利付投資の直接利回り(%)	1.3	1.5

	2020年6月30日	2019年12月31日
投資ポートフォリオ(百万ユーロ)	3,919	3,952
投資適格等級カテゴリーに該当する投資(%)	90	92
格付がA以上の債券(%)	59	61
償還年限(%)	3.5	4.0

<sup>\*</sup> 公正価値に基づく純投資収益は、市場整合的な保険負債の価値の変動を投資資産合計の収益から差し引くことにより計算される。

## 保険部門のリスク・エクスポージャー

損害保険の主要なリスクには、保険金請求の増加に伴う引受リスク並びに保険負債を補填する投資、年金の保険負債に関連する予想より速い受益者の平均寿命の伸長、保険負債の評価に適用される金利並びに保険負債に適用される割引率及び市場金利の乖離に伴う市場リスクが含まれる。

平均寿命が1年延びることにより年金の保険負債は47百万ユーロ(前年同期は48百万ユーロ)増加する。保険負債の評価に適用される金利の0.1パーセント・ポイントの減少で保険負債は28百万ユーロ(前年同期は26百万ユーロ)増加する。

損害保険の引受リスクに著しい変化はなかった。損害保険の最も大きな市場リスクは、市場金利の低下による保険負債の価値及び自己資本要件の増加に関連する。当グループは、保険負債の評価に使用される金利の変動による利益の変動を抑制するためにデリバティブ契約を用いている。

市場における投資リスク・エクスポージャーは引続き中程度であった。当該半期中、資産クラスの配分に大きな変更はなかった。債券ポートフォリオ及び株価の変動により、リスク水準は引き上げられた。2020年6月30日現在、市場リスクを測るVaRは63百万ユーロ(前年同期は54百万ユーロ)であった。

## その他業務部門

- ・税引前利益は-36百万ユーロ(前年同期は-31百万ユーロ)となった。
- ・税引前利益には、1百万ユーロ(前年同期は6百万ユーロ)の債券に係るキャピタル・ゲインが含まれていた。
- ・新型コロナウイルス感染症の危機にもかかわらず、流動性は引続き良好であった。

## 主要な数値及び比率

(単位：百万ユーロ)	2020年度 上半期	2019年度 上半期	増減 (%)	2019年度 第1-第4四半期
純利息収益	-32	-37	-	-64
純手数料収益	-1	-1	-	-2
純投資収益	2	11	-84.7	26
その他営業収益	6	3	92.3	7
<b>収益合計</b>	<b>-25</b>	<b>-23</b>	<b>-</b>	<b>-33</b>
人件費	2	1	93.4	1
その他費用	10	8	25.9	17
<b>費用合計</b>	<b>11</b>	<b>9</b>	<b>33.3</b>	<b>18</b>
債権の減損	1	1	15.0	0
<b>税引前利益</b>	<b>-36</b>	<b>-31</b>	<b>-</b>	<b>-50</b>
連合の中央協同組合及び会員信用機関から／への債権及び負債のネット・ポジション(十億ユーロ)	-8.1	-3.3		-3.8

OPフィナンシャル・グループをサポートする機能(グループ財務部門及び流動性バッファ等)はその他業務部門に集約されている。その他業務部門は、会員信用機関及び中央協同組合(連結)の資金調達及び流動性の管理も担当している。また、OPモーゲージ・バンクと共にOPフィナンシャル・グループのホールセール資

金調達も担当している。その他業務部門により創出される収益は、主に純利息収益及び純投資収益から生じている。最も重要なリスク区分は、市場リスク及びクレジット・リスクである。さらに、事業セグメントに割り当てられていない収益、費用、投資及び資本はその他業務部門に計上されている。

### 当該半期の財務実績

その他業務部門の税引前利益は-36百万ユーロ(前年同期は-31百万ユーロ)となった。公正価値に基づく税引前利益は-57百万ユーロ(前年同期は-15百万ユーロ)であった。新型コロナウイルス感染症の危機による信用スプレッドの拡大により、第1四半期の公正価値評価差額準備金は減少した。第2四半期においては、ECBによる刺激策により信用スプレッドは縮小され、したがって公正価値評価差額準備金は回復した。

純利息収益は-32百万ユーロ(前年同期は-37百万ユーロ)であった。純利息収益は、2019年の終盤に発効した中銀預金金利の変更により改善した。

純投資収益は2百万ユーロ(前年同期は11百万ユーロ)となった。純投資収益には、1百万ユーロ(前年同期は6百万ユーロ)の債券に係るキャピタル・ゲインが含まれていた。

当行の資金調達へのアクセスは引続き良好であった。1月から6月にかけて、当行は4.1十億ユーロの長期の社債を発行した。新型コロナウイルス感染症の危機により、3月のホールセール資金調達市場は混乱し、長期無担保ホールセール資金調達価格は急速かつ大幅に上昇した。第2四半期には、価格は危機前の水準には戻らなかったものの、ホールセール資金調達市場は大幅に回復した。1月に、OPコーポレート・バンクは満期7年の500百万ユーロの非優先シニア社債を発行した。5月及び6月には、当行は満期5.25年及び4年の1十億ユーロのシニア社債を2件発行した。5月及び6月にも、当行は、3.25十億スウェーデン・クローナ及び1十億ユーロの2件のTier 2社債を発行した。Tier 2社債の満期は10年であるが、いずれも発行日から5年を経過した後は繰上償還が可能となる。

3月には、OPコーポレート・バンクはECBにより銀行に付与された満期1年未満の500百万米ドル相当の融資を受けた。6月には、OPコーポレート・バンクはECBの長期資金供給オペ(TLTRO-)の第3シリーズに参加し、その総額は6.0十億ユーロであった。

新型コロナウイルス感染症の危機にもかかわらず、当該半期の流動性は引続き良好であった。6月末の、シニア社債及び非優先シニア社債に係るホールセール資金調達及びTLTROによる資金調達の平均利鞘は28ベースポイント(前年同期は22ベースポイント)であった。

2020年6月30日における中央協同組合及び会員信用機関の連合組織による当行への投資額は、連合組織がグループ財務部門から借り入れた資金の額を8.1十億ユーロ上回った。ネット・ポジションの変動は主にOPモーゲージ・バンクのカバード・ボンドによる資金調達によるもので、この結果、OP協同組合銀行によるグループ財務部門への投資額は以前より増加している。さらに、4月には、会員信用機関が流動性預金をグループ財務部門に預託し、会員信用機関への流動性要件の配分を可能にした。

### その他業務部門のリスク・エクスポージャー

その他業務部門に関連する主要なリスクには、流動性バッファー及び流動性リスクに伴うクレジット・リスク及び市場リスクが含まれる。最も重要な市場リスクは、流動性バッファーに含まれる債券の価値の信用スプレッドの変動による影響である。

流動性バッファーにおける債券の当該半期中の市場リスク(信頼性95%の最大損失予想額)は安定していた。資産クラスの割当てに大幅な変化はなかった。

OPフィナンシャル・グループは、当行により維持され、主に中央銀行に対する預け金及び中央銀行のファイナンスに担保として適格な債権により構成されている流動性バッファーにより、その流動性を確保している。流動性バッファーは既知の又は想定可能な支払フローのための、流動的なストレス・シナリオにおける短期資金調達を賄うのに十分である。

OPフィナンシャル・グループは、流動性カバレッジ比率(以下「LCR」という。)等を利用し、その流動性及び流動性バッファーの適正性を監視する。規定に従い、LCRは100%以上である必要がある。当該半期末現在のOPフィナンシャル・グループのLCRは180%(前年同期は138%)であった。

OPフィナンシャル・グループは、ストラクチャー・ファンディング・リスクを測定する安定調達比率(NSFR)等を用いて、長期的な資金調達の十分性を監視している。規制上は、NSFRに関する最低要件はまだ定められていない。2020年5月31日時点のOPフィナンシャル・グループのNSFRは113%(前年同期は111%)であった。

## リスク・エクスポージャー

OPコーポレート・バンクの戦略は、適度なリスク負担、強固な資本基盤及び責任ある運営に基づく。2020年初頭、OPコーポレート・バンクは強固なリスク負担能力と十分な資本基盤、自己資本バッファー及び流動性を有していた。

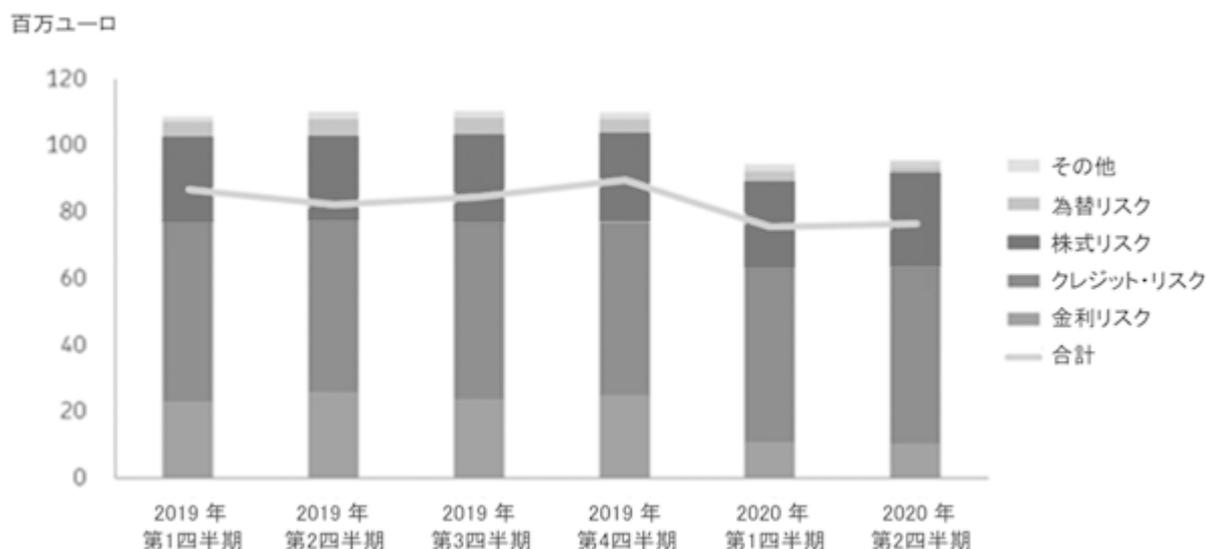
2020年初頭に広域で拡大した新型コロナウイルス感染症は、世界的に社会に影響を及ぼし、さらには経済発展及び金融部門の運営状況にも影響を及ぼし、フィンランドにおいても例外ではなかった。OPコーポレート・バンクは金融部門の様々な分野を網羅する事業に従事しており、新型コロナウイルス感染症の大流行のビジネス上の様々な影響に直接的及び間接的にさらされている。顕在化した場合、資本の十分性及び事業継続性に影響を及ぼす可能性がある。

新型コロナウイルス感染症の大流行は、OPコーポレート・バンクに3通りの影響を及ぼす。顧客の功績は、OPコーポレート・バンクの口座資金並びにクレジット・リスク・エクスポージャー及び保険リスク・エクスポージャーに影響を及ぼす。危機の間、積立額は増加した。新型コロナウイルス感染症の大流行により顧客の債務返済能力は低下した。従業員は、感染症の大流行及び健康被害から身を守る必要があり、これは事業における業務プロセスの継続性を阻む可能性がある。業務の継続性を確保するための措置により、業務は中断することなく確実に継続されている。国際金融市場の投資家の、市場、OPコーポレート・バンク及びOPフィナンシャル・グループに対する見解は、市場における資金調達能力に影響を及ぼす可能性がある。OPコーポレート・バンクは、強力な流動性を維持し、市場での長期資金調達取引を成功裏に実行することができた。総じて、その流動性及び資本はビジネスの継続性を確保するのに十分である。

当グループの資金調達ポジション及び流動性ポジションは良好である。資金調達能力も引き続き良好であった。全般的に、新型コロナウイルス感染症の危機は銀行のためのホールセール資金の調達価格及び調達能力に反映されている。

当グループの長期投資の市場リスクのレベルは引続き穏やかであった。当該半期において、資産クラスの割当てに重大な変更はなかった。2020年6月30日現在の、市場リスクを測る最大損失予想額の基準は77百万ユーロ(前年同期は90百万ユーロ)であった。最大損失予想額には、関連する損害保険会社の貸借対照表全体、流動性バッファー及び銀行債権への長期投資が含まれる。損害保険の貸借対照表には、投資、保険負債及び保険負債に係る金利リスクをヘッジするデリバティブが含まれる。2020年の数値には、取引に関連するリスクやグループ財務部門の金利リスク・エクスポージャーは含まれていない。

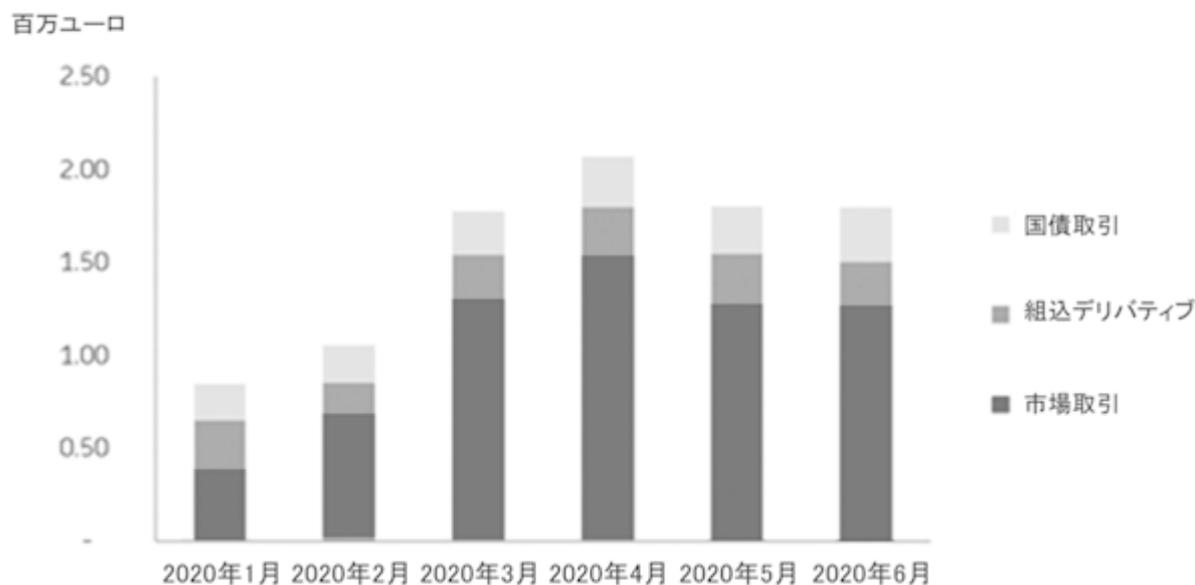
## 信頼度95%の市場リスクVaR及び10日間の保持期間



2020年初頭から、予想不足額(ES)の測定基準がトレーディング・リスクの測定に用いられてきた。予想不足額は、最大損失予想額に類似したリスク測定基準であるが、信頼水準を超えて残存する損失額のうち最小の損失額をリターン分布から選択する代わりに、予想不足額、すなわち所与の信頼水準における1日の予想不足額に基づいてテールの期待値を算出する。

取引に伴う市場リスクは4月に増加したが、その後、第1四半期末の水準に戻った。

## 信頼度97.5%の市場リスク予想不足額及び1日の保持期間



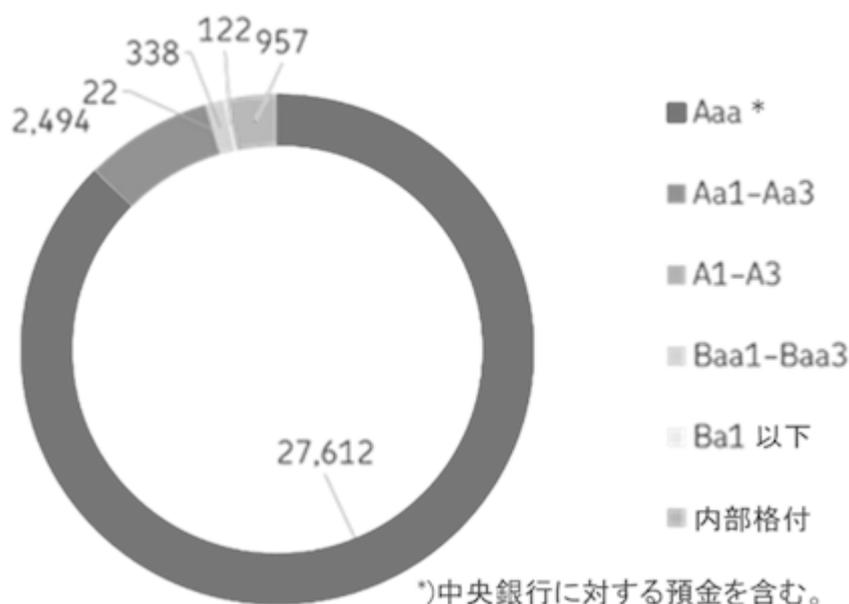
当グループは、オペレーショナル・リスクは目標どおり緩和すると予想している。顕在化したオペレーショナル・リスクにより、当該半期中の総損失は約1.2百万ユーロ(前年同期は0.4百万ユーロ)となった。オペレーショナル・リスクの観点からの、当該半期中に新型コロナウイルス感染症の大流行がOPコーポレート銀行グループに与えた影響は軽微であった。

## 流動性バッファ

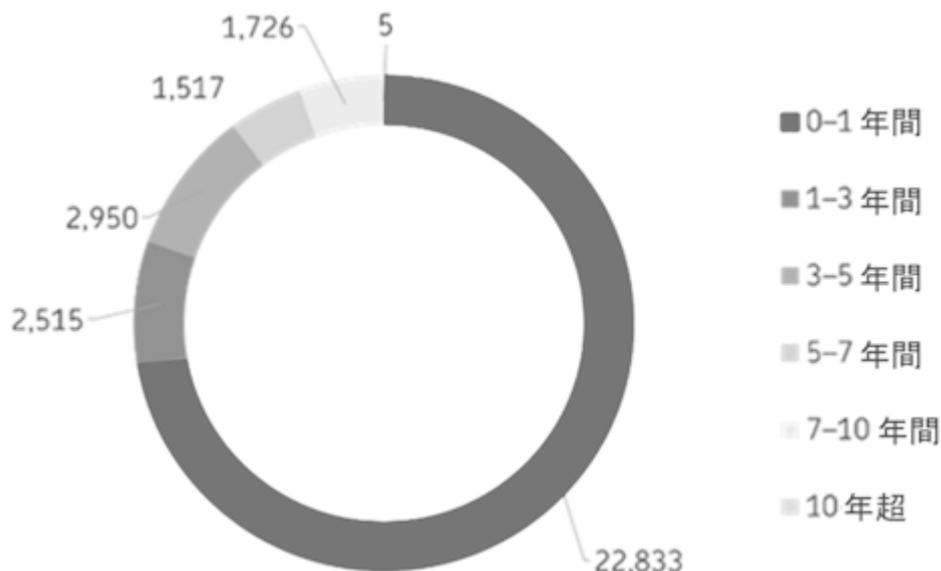
(単位：十億ユーロ)	2020年6月30日	2019年12月31日	増減 (%)
中央銀行に対する預け金	21.8	11.9	83.5
担保適格債券	8.3	11.1	-25.1
担保適格企業向貸付	-	0.0	-
<b>合計</b>	<b>30.2</b>	<b>23.0</b>	<b>30.9</b>
担保不適格債権	1.4	2.0	-30.2
<b>流動性バッファ(時価ベース)</b>	<b>31.5</b>	<b>25.0</b>	<b>26.1</b>
担保ヘアカット	-0.6	-0.8	-33.3
<b>流動性バッファ(担保価値ベース)</b>	<b>31.0</b>	<b>24.2</b>	<b>28.2</b>

流動性バッファは、良好な信用格付を有する政府、自治体、金融機関及び企業が発行した債券及び証券化資産から成る。

2020年6月30日現在の信用格付別流動性バッファに含まれる金融資産(百万ユーロ)



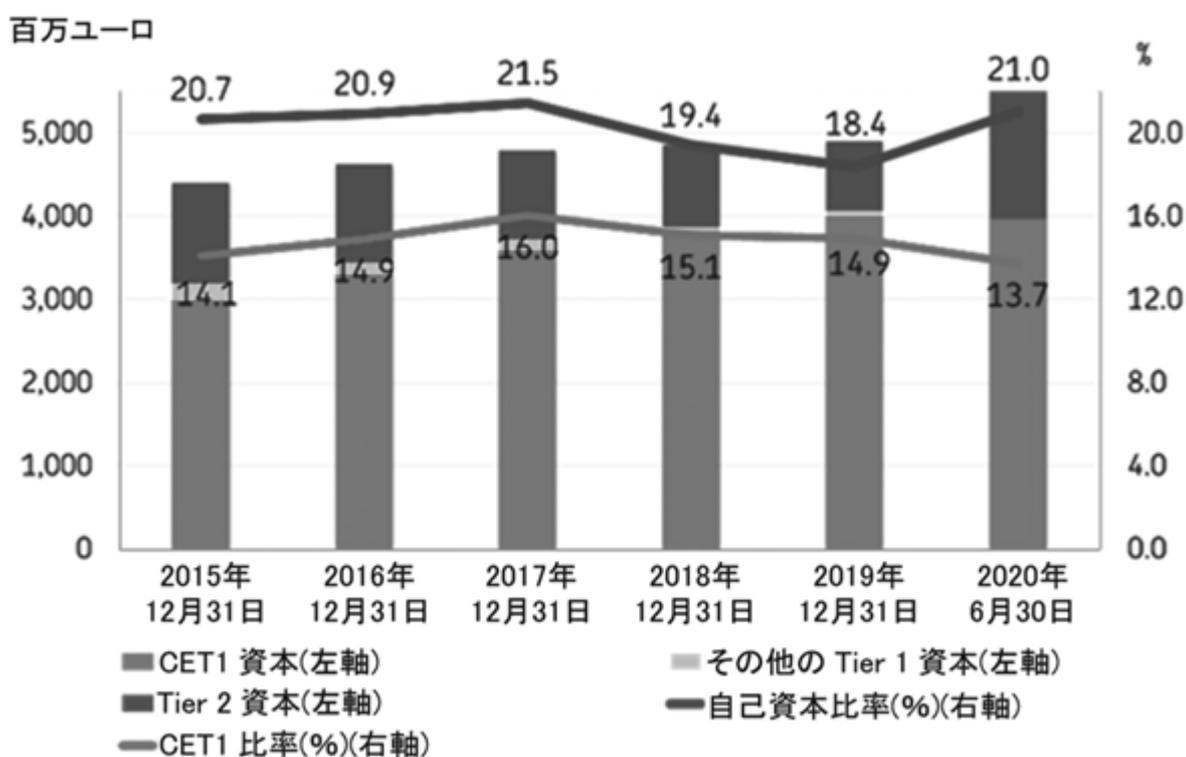
2020年6月30日現在の満期別流動性バッファに含まれる金融資産(百万ユーロ)



OPフィナンシャル・グループの中核金融機関として行為する当行にとって、OP協同組合銀行並びにOP協同組合及びその子会社は重要な顧客グループを構成する。その他業務部門及びコーポレート・バンキング部門のエクスポージャー合計のうち、OPフィナンシャル・グループのエクスポージャーは16.3%を占める。上半期において、これらのエクスポージャーは1.8十億ユーロ減少した。OP協同組合銀行及びOP協同組合のすべてのエクスポージャーは投資適格エクスポージャーである。

## 当グループの自己資本

資本基盤及び自己資本



## 信用機関の自己資本

2020年6月30日現在、当グループのCET1比率は13.7%(前年同期は14.9%)であった。

信用機関として、当グループの連結自己資本は、規制要件及び当局が設定する要件に比べ強固な基盤を有する。自己資本比率の最低規制要件は8%、CET1比率の最低規制要件は4.5%である。信用機関法に基づく2.5%の資本保全バッファの要件により、実際には、最低自己資本比率は10.5%、最低CET1比率は7%に引き上げられている。

2020年6月30日現在のCET1資本は合計4.0十億ユーロ(前年同期も4.0十億ユーロ)となった。保険事業の業績はCET1資本には含まれていない。

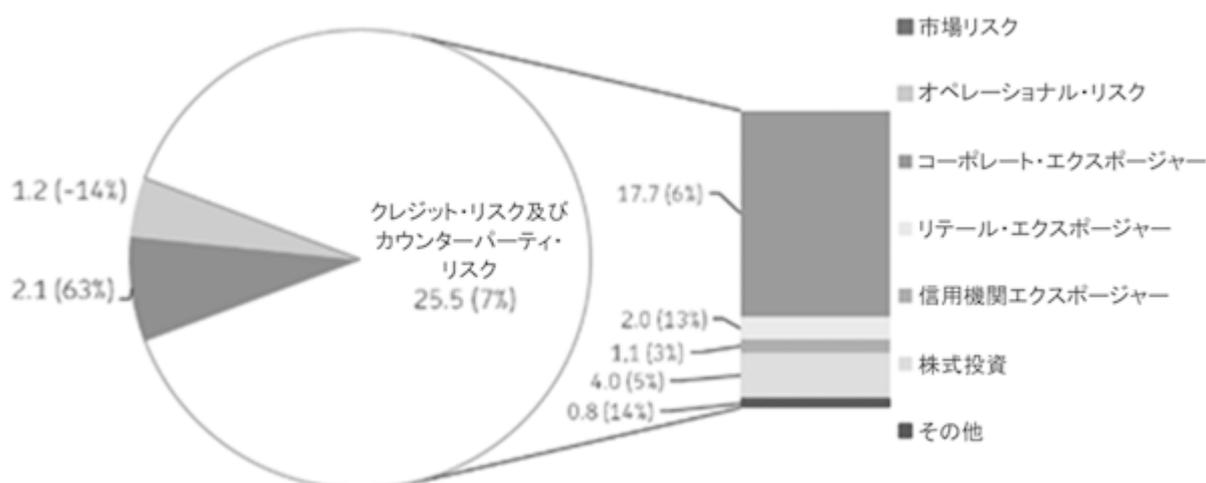
2020年6月30日におけるリスク・エクスポージャーの額は合計28.9十億ユーロ(前年同期は26.7十億ユーロ)となり、2019年12月31日と比較して8.3%増加した。債務不履行の新定義の採用に伴い、ECBが設定したリスク・パラメーターにより、コーポレート・エクスポージャーのリスク加重平均は上昇した。企業向貸付金ポートフォリオは2019年末より増加した。OPフィナンシャル・グループは、ECBの許可に基づき、保険会社持分をリスク加重資産として金融コングロマリットに含む。株式投資には、当グループ内部の保険会社持分のリスク加重資産における3.9十億ユーロ(前年同期は3.7十億ユーロ)が含まれる。債務不履行の新定義の採用に伴い、ECBが設定したリスク加重要因により、保険会社持分のリスク加重資産は上昇した。OPコーポレート・バンク・グループは、自己資本が金融・保険コングロマリットの監督に関する法律に従って監督されているOPフィナンシャル・グループの一員である。OPフィナンシャル・グループの一員として、OPコーポレート・バンクはECBの監督下にある。

FIN-FSAIは、四半期毎にマクロ・プルーデンス政策に関する決定を行う。2020年6月、FIN-FSAIは、銀行には景気連動抑制的な自己資本バッファの要件は課さないとの決定を再度行った。

### リスク・エクスポージャー残高(2020年6月30日現在)

合計28.9十億ユーロ

(年度末からの変動: 8%)



OPフィナンシャル・グループの見解では、信用機関の自己資本に影響する規制環境及び監督環境における最も重要な変化は、ECBが対象とする内部モデルの検証(内部格付手法(IRBA))(TRIM)に基づき監督者により課される義務(もしあれば)及びEU資本要件規則(CRR2)の更新による変更を含む。ECBのコーポレート・エクス

ポージャーに関する内部モデルの検証(内部格付手法(IRBA))(TRIM)により、OPコーポレート・バンクのCET1比率は約1.3パーセント・ポイント引き下げられると予想されている。かかる影響に関する詳細は、2020年の下半期に明らかになると予想されている。CRR2の変更により、OPコーポレート・バンクのCET1比率は、2021年中に約1.0パーセント・ポイント引き下げられると予想されている。

OPフィナンシャル・グループは、内部格付手法(IRBA)の適用範囲の再評価に関し、ECBと協議を開始している。現在の見通しでは、内部格付手法(IRBA)の適用範囲の変更はOPコーポレート・バンクの自己資本に実質的な影響を及ぼすものではない。最終的な影響及びそのスケジュールは、内部格付手法(IRBA)の適用範囲に関する、監督者との協議及び承認プロセスを経た後に決定される。

### 危機処理法に基づく義務

信用機関及び投資会社の危機処理に適用された規制に基づく、破綻処理当局は投資家のポジションに影響を及ぼす方法で銀行により発行された投資商品の条件に介入する権限を有する。ブリュッセルを本拠地とするSRBがOPフィナンシャル・グループの破綻処理当局を務める。SRBは、OPフィナンシャル・グループのMRELを14.1十億ユーロに設定し、これは2018年末のリスク・エクスポージャー合計額の27%を占めた。OPフィナンシャル・グループは、資本基盤及びその他の劣後負債によりMRELに基づく要件の充足を目指す。当該半期末のOPフィナンシャル・グループのMREL率は43%と予想された。SRBはOPフィナンシャル・グループのための破綻戦略を承認し、破綻措置はシングル・ポイント・オブ・エントリーとして機能する当行に適用される。

### 損害保険会社のソルベンシー

損害保険会社のソルベンシー・ポジションは良好であった。投資価値の低下により資本基盤は減少した。他方で、割引率の引上げにより保険債務は減少し、資本基盤は増加した。

(単位：百万ユーロ)	2020年6月30日	2019年12月31日
資本基盤(百万ユーロ) <sup>*</sup>	989	1,008
ソルベンシー資本要件(SCR)(百万ユーロ) <sup>*</sup>	712	699
ソルベンシー比率(%) <sup>*</sup>	139	144
ソルベンシー比率(%) (経過規定を除く。)	139	144

<sup>\*</sup> ) 経過規定による影響を含む。

### サービス開発

OPコーポレート・バンクは、その事業開発及びカスタマー・エクスペリエンスの改善のために継続的に投資している。ICT投資は、これらのサービスの開発費用の大きな割合を占める。

1月から6月におけるOPコーポレート・バンクのサービス開発及び成果物の保守に係るICT費用は108百万ユーロ(前年同期は101百万ユーロ)となった。これには、ライセンス費用、購入したサービス、プロジェクト及び社内作業に関連するその他の外部費用が含まれる。ICT製造コストは22百万ユーロ増加して89百万ユーロとなった。開発費用の総額は13百万ユーロ減少して38百万ユーロとなった。資本に組み入れられた開発支出は20百万ユーロ(前年同期は17百万ユーロ)となった。

2019年春、OPフィナンシャル・グループは、ICTサービスの構築に際して、タタ・コンサルタンシー・サービス・リミテッドと5年契約を締結した。当該契約は、OPフィナンシャル・グループが利用するメインフ

レーム、サーバー及び容量サービス等のICTインフラサービスを含む。当該契約はまた、データセンター及びクラウドサービスも含む。サーバー及び容量サービスに関し、ICTインフラサービスのサービス構築は開始されている。かかるサービスの移行は計画どおりに進行している。

OPコーポレート・バンクの投資に関する詳細は、本書の各事業部門に関するセクションに記載されている。

#### 4【経営上の重要な契約等】

該当事項なし。

#### 5【研究開発活動】

2020年1月から6月のOPコーポレート・バンクのサービス開発及び成果物の保守にに係るICT費用は108百万ユーロ(前年同期は101百万ユーロ)となった。これには、ライセンス費用、購入したサービス、プロジェクト及び社内作業に関連するその他の外部費用が含まれる。ICT製造コストは22百万ユーロ増加して89百万ユーロとなった。開発費用の総額は13百万ユーロ減少して38百万ユーロとなった。資本に組み入れられた開発支出は20百万ユーロ(前年同期は17百万ユーロ)となった。

#### 第4【設備の状況】

##### 1【主要な設備の状況】

当該半期中に重要な変更はない。

##### 2【設備の新設、除却等の計画】

当該半期中に重要な変更はない。

## 第5【提出会社の状況】

## 1【株式等の状況】

## (1)【株式の総数等】

## 【株式の総数】

(2020年6月30日現在)

授権株数(株)	発行済株式総数(株)	未発行株式数(株)
0	319,551,415	0

## 【発行済株式】

(2020年6月30日現在)

記名・無記名の別 及び 額面・無額面の別	種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名 又は 登録認可金融商品 取引業協会名	内容
無額面株式	-	319,551,415	非上場	当行の普通株式である。 株主総会において、株式1 株につき議決権1個が保有 者に付与される。
計	-	319,551,415	-	-

2014年にOP協同組合は、2014年2月に発表した公開買付を完了し、フィンランドの有限責任会社法(624/2006)(改正を含む。)第18章第6節に基づく仲裁裁判所の決定により、当行の全株式を取得した。ポヨラ・バンク・ピーエルシーのシリーズA株式は、2014年9月30日にヘルシンキ証券取引所から上場廃止となった。OP協同組合は、2014年10月7日付で唯一の株主としてポヨラ・バンク・ピーエルシーの株主登録簿に登録された。

2014年11月28日に当行のシリーズA株式及びシリーズK株式は単一のシリーズの株式に統合され、株式は振替証券制度の適用外となった。

	2020年6月30日現在
	合計
株式資本(ユーロ)	427,617,463
株式数	319,551,415

2020年6月30日現在の株式数は320百万株であり、2019年12月31日現在と同数であった。

## (2)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項なし。

## (3)【発行済株式総数及び資本金の推移】

当該半期中、本「発行済株式総数及び資本金の推移」に重要な変更はない。

## (4)【大株主の状況】

2020年6月30日現在の株式数に基づく大株主

氏名又は名称及び住所	株式数 合計(株)	全株式に 占める割合(%)	議決権に占める割合(%)
OP協同組合 フィンランド共和国 ヘルシンキ市 00510 ゲブハルディナウキオ 1	319,551,415	100	100

## 2【役員の状況】

有価証券報告書の提出日以降本書提出日現在まで、当行の役員に異動はない。

**コーポレート・ガバナンス及び経営陣**

2020年7月21日に取締役会は、OPコーポレート・バンクの新しい頭取兼最高経営責任者代理として、銀行取引部門責任者のヤリ・ヤウリモ(法学修士号、最高裁判所にて研修、経営学修士号)を選出した。同氏は、前頭取兼最高経営責任者代理であるハンヌ・ヤーティネンが退任した2020年8月1日にその職務に就いた。

## 第6【経理の状況】

- a. 本書記載の当グループの邦文の中間財務書類(以下「邦文の中間財務書類」という。)は、2020年6月30日に終了した6ヶ月間の原文の中間財務書類を翻訳したものである。原文の中間財務書類は、当グループの連結財務書類より構成され、国際会計基準(以下「IAS」という。)第34号「期中財務報告」に準拠して作成されている。また、当グループの中間財務書類の日本における開示については、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)第76条第1項の規定が適用される。
- なお、IFRS及びフィンランドにおける財務書類の作成を規制する法令と日本の法令との相違点については、下記「3 IFRS及びフィンランドにおける財務書類の作成を規制する法令と日本の法令における会計原則及び会計慣行の主要な相違」を参照のこと。
- b. 原文の中間財務書類は、独立監査人による監査を受けていない。
- c. 邦文の中間財務書類では、主要な数値についてのみ日本円換算が行われており、日本円への換算には、2020年9月4日(日本時間)現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値である1ユーロ＝125.87円のユーロの対円為替レートが使用されている。日本円に換算された金額は、四捨五入のため合計欄の数値が総額と一致しない場合がある。また、本「第6 経理の状況」において記載されているユーロの日本円への換算額は読者の便宜のために表示されているものであり、ユーロの金額が上記のレートで日本円に換算されることを意味するものではない。
- d. 財務書類中の括弧内の数値は、比較数値を表す。

## 1【中間財務書類】

## 損益計算書

	注記	2020年上半期		2019年上半期	
		(百万ユーロ)	(百万円)	(百万ユーロ)	(百万円)
純利息収益	2	165	20,769	136	17,118
保険事業による純収益	3	288	36,251	267	33,607
純手数料収益	4	-5	-629	-15	-1,888
純投資収益	5	25	3,147	150	18,881
その他営業収益		15	1,888	30	3,776
<b>収益合計</b>		<b>488</b>	<b>61,425</b>	<b>568</b>	<b>71,494</b>
人件費		98	12,335	97	12,209
減価償却/償却費		24	3,021	25	3,147
その他費用	6	208	26,181	199	25,048
<b>費用合計</b>		<b>330</b>	<b>41,537</b>	<b>321</b>	<b>40,404</b>
債権の減損	7	-67	-8,433	-13	-1,636
株主へのOPポイント付与 - 一般顧客		-2	-252	-2	-252
一時的な免除(オーバーレイ・アプローチ)		49	6,168	-44	-5,538
<b>税引前利益</b>		<b>138</b>	<b>17,370</b>	<b>187</b>	<b>23,538</b>
法人税等		26	3,273	34	4,280
<b>当期純利益</b>		<b>112</b>	<b>14,097</b>	<b>154</b>	<b>19,384</b>
<b>当期純利益の帰属先:</b>					
親会社株主に帰属		112	14,097	152	19,132
非支配持分に帰属		1	126	2	252
<b>当期純利益</b>		<b>112</b>	<b>14,097</b>	<b>154</b>	<b>19,384</b>

## 包括利益計算書

	2020年上半期		2019年上半期	
	(百万ユーロ)	(百万円)	(百万ユーロ)	(百万円)
<b>当期純利益</b>	112	14,097	154	19,384
損益に区分変更されない項目				
確定給付年金制度の再測定によって生じる利益/(損失)	-6	-755	-13	-1,636
損益に区分変更される可能性のある項目				
公正価値評価差額準備金の変動				
公正価値測定によるもの	-53	-6,671	89	11,202
キャッシュフロー・ヘッジによるもの	3	378	0	0
一時的な免除(オーバーレイ・アプローチ)	-45	-5,664	45	5,664
為替換算差額			0	0
法人税				
損益に区分変更されない項目				
確定給付年金制度の再測定によって生じる利益/(損失)	1	126	3	378
損益に区分変更される可能性のある項目				
公正価値測定によるもの	11	1,385	-18	-2,266
キャッシュフロー・ヘッジによるもの	-1	-126	0	0
一時的な免除(オーバーレイ・アプローチ)	9	1,133	-9	-1,133
<b>当期包括利益合計</b>	<b>32</b>	<b>4,028</b>	<b>251</b>	<b>31,593</b>
<b>当期包括利益の帰属先:</b>				
親会社株主に帰属する当期包括利益合計	31	3,902	248	31,216
非支配持分に帰属する当期包括利益合計	1	126	2	252
<b>当期包括利益合計</b>	<b>32</b>	<b>4,028</b>	<b>251</b>	<b>31,593</b>

## 貸借対照表

注記	2020年6月30日		2019年12月31日	
	(百万ユーロ)	(百万円)	(百万ユーロ)	(百万円)
現金及び現金同等物	21,883	2,754,413	11,914	1,499,615
金融機関に対する債権	9,108	1,146,424	9,126	1,148,690
デリバティブ契約	15	5,522	4,874	613,490
一般顧客に対する債権	25,101	3,159,463	23,829	2,999,356
投資資産	18,751	2,360,188	17,174	2,161,691
無形資産	709	89,242	709	89,242
有形固定資産	114	14,349	114	14,349
その他資産	2,074	261,054	1,334	167,911
税金資産	56	7,049	51	6,419
<b>資産合計</b>	<b>83,318</b>	<b>10,487,237</b>	<b>69,126</b>	<b>8,700,890</b>
金融機関に対する負債	25,478	3,206,916	15,334	1,930,091
デリバティブ契約	4,689	590,204	3,882	488,627
一般顧客に対する負債	17,262	2,172,768	15,503	1,951,363
保険負債	8	3,532	3,234	407,064
公募発行負債証券	9	22,520	22,726	2,860,522
引当金及びその他負債	2,254	283,711	2,148	270,369
税金負債	425	53,495	452	56,893
劣後負債	2,771	348,786	1,474	185,532
<b>負債合計</b>	<b>78,931</b>	<b>9,935,045</b>	<b>64,752</b>	<b>8,150,334</b>
<b>資本</b>				
<b>親会社株主に帰属する資本及び準備金</b>				
株式資本	428	53,872	428	53,872
公正価値評価差額準備金	10	-6	70	8,811
その他準備金	1,093	137,576	1,093	137,576
利益剰余金	2,816	354,450	2,710	341,108
<b>非支配持分</b>	<b>57</b>	<b>7,175</b>	<b>74</b>	<b>9,314</b>
<b>資本合計</b>	<b>4,387</b>	<b>552,192</b>	<b>4,374</b>	<b>550,555</b>
<b>負債及び資本合計</b>	<b>83,318</b>	<b>10,487,237</b>	<b>69,126</b>	<b>8,700,890</b>

## 持分変動計算書

(百万ユーロ)	株主に帰属						
	株式資本	公正価値評価		利益	合計	非支配持分	資本合計
		差額準備金	その他準備金	剰余金			
2019年1月1日残高	428	-12	1,093	2,559	4,067	80	4,147
当期包括利益合計		107		141	248	2	251
当期利益				152	152	2	154
その他包括利益		107		-10	97		97
利益の分配				-173	-173	-5	-177
その他			0	0	0	0	0
2019年6月30日残高	428	95	1,093	2,528	4,143	78	4,221

(百万ユーロ)	株主に帰属						
	株式資本	公正価値評価		利益	合計	非支配持分	資本合計
		差額準備金	その他準備金	剰余金			
2020年1月1日残高	428	70	1,093	2,710	4,299	74	4,374
当期包括利益合計		-76		107	31	1	32
当期利益				112	112	1	112
その他包括利益		-76		-4	-80		-80
利益の分配						-1	-1
その他			0	0	0	-17	-18
2020年6月30日残高	428	-6	1,093	2,816	4,330	57	4,387

## 持分変動計算書

(百万円)	株主に帰属					非支配持分	資本合計
	株式資本	公正価値評価 差額準備金	その他準備金	利益 剰余金	合計		
2019年1月1日残高	53,872	-1,510	137,576	322,101	511,913	10,070	521,983
当期包括利益合計		13,468		17,748	31,216	252	31,593
当期利益				19,132	19,132	252	19,384
その他包括利益		13,468		-1,259	12,209		12,209
利益の分配				-21,776	-21,776	-629	-22,279
その他			0	0	0	0	0
2019年6月30日残高	53,872	11,958	137,576	318,199	521,479	9,818	531,297

(百万円)	株主に帰属					非支配持分	資本合計
	株式資本	公正価値評価 差額準備金	その他準備金	利益 剰余金	合計		
2020年1月1日残高	53,872	8,811	137,576	341,108	541,115	9,314	550,555
当期包括利益合計		-9,566		13,468	3,902	126	4,028
当期利益				14,097	14,097	126	14,097
その他包括利益		-9,566		-503	-10,070		-10,070
利益の分配						-126	-126
その他			0	0	0	-2,140	-2,266
2020年6月30日残高	53,872	-755	137,576	354,450	545,017	7,175	552,192

## キャッシュ・フロー計算書

	2020年上半期		2019年上半期	
	(百万ユーロ)	(百万円)	(百万ユーロ)	(百万円)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>				
当期純利益	112	14,097	154	19,384
当期純利益の調整	-20	-2,517	111	13,972
<b>営業資産の増加(-)又は減少(+)</b>	<b>-5,110</b>	<b>-643,196</b>	<b>-1,048</b>	<b>-131,912</b>
金融機関に対する債権	-876	-110,262	451	56,767
デリバティブ契約	-592	-74,515	-39	-4,909
一般顧客に対する債権	-1,354	-170,428	-848	-106,738
投資資産	-1,550	-195,099	-206	-25,929
その他資産	-737	-92,766	-406	-51,103
<b>営業負債の増加(+ )又は減少(-)</b>	<b>11,892</b>	<b>1,496,846</b>	<b>-687</b>	<b>-86,473</b>
金融機関に対する負債	10,047	1,264,616	1,370	172,442
デリバティブ契約	-287	-36,125	17	2,140
一般顧客に対する負債	1,759	221,405	-2,425	-305,235
保険負債	58	7,300	119	14,979
引当金及びその他の負債	315	39,649	231	29,076
法人税の支払額	-37	-4,657	-45	-5,664
配当金の受領額	11	1,385	13	1,636
<b>A. 営業活動から生じた純資金</b>	<b>6,848</b>	<b>861,958</b>	<b>-1,501</b>	<b>-188,931</b>
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>				
子会社の取得(取得現金控除後)	0	0		
有形固定資産及び無形資産の購入	-1	-126	-18	-2,266
有形固定資産及び無形資産の売却による収入	0	0	1	126
<b>B. 投資活動に使用した純資金</b>	<b>-1</b>	<b>-126</b>	<b>-17</b>	<b>-2,140</b>
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>				
劣後負債の増加	1,312	165,141		
劣後負債の減少	-9	-1,133		
公募発行負債証券の増加	16,520	2,079,372	15,417	1,940,538
公募発行負債証券の減少	-16,253	-2,045,765	-15,728	-1,979,683
協同組合及び株式資本の増加	4	503		
配当金の支払額及び協同組合資本に係る持分	0	0	-173	-21,776
リース負債	-3	-378		
<b>C. 財務活動に使用した純資金</b>	<b>1,570</b>	<b>197,616</b>	<b>-483</b>	<b>-60,795</b>
<b>現金及び現金同等物の正味変動(A+B+C)</b>	<b>8,417</b>	<b>1,059,448</b>	<b>-2,002</b>	<b>-251,992</b>
<b>現金及び現金同等物の期首残高</b>	<b>12,902</b>	<b>1,623,975</b>	<b>13,355</b>	<b>1,680,994</b>
為替変動の影響	657	82,697		
<b>現金及び現金同等物の期末残高</b>	<b>21,976</b>	<b>2,766,119</b>	<b>11,353</b>	<b>1,429,002</b>
<b>利息の受取額</b>	<b>509</b>	<b>64,068</b>	<b>532</b>	<b>66,963</b>
<b>利息の支払額</b>	<b>-380</b>	<b>-47,831</b>	<b>-424</b>	<b>-53,369</b>
<b>現金及び現金同等物</b>				
流動資産	21,883	2,754,413	10,468	1,317,607
金融機関に対する要求払債権	93	11,706	885	111,395
<b>合計</b>	<b>21,976</b>	<b>2,766,119</b>	<b>11,353</b>	<b>1,429,002</b>

## セグメント情報

## セグメント情報

2020年上半期損益、百万ユーロ	コーポレート バンキング 部門		その他 事業部門	グループ 相殺消去	グループ 合計
	保険部門				
純利息収益	202	-3	-32	-2	165
うち、税引前内部純収益	-6	0	0	6	
保険事業による純収益	0	288	0	0	288
純手数料収益	11	-15	-1	0	-5
純投資収益	59	-36	2	1	25
その他営業収益	10	2	6	-4	15
<b>収益合計</b>	<b>282</b>	<b>237</b>	<b>-25</b>	<b>-6</b>	<b>488</b>
人件費	30	66	2	0	98
減価償却 / 償却費	7	16	1	0	24
その他営業費用	89	116	9	-5	208
<b>費用合計</b>	<b>125</b>	<b>198</b>	<b>11</b>	<b>-5</b>	<b>330</b>
債権に係る減損損失	-68	0	1	0	-67
株主へのOPポイント付与 - 一般顧客	-1	-1	0	0	-2
一時的な免除(オーバーレイ・アプローチ)	0	49	0	0	49
<b>税引前利益</b>	<b>89</b>	<b>86</b>	<b>-36</b>	<b>-1</b>	<b>138</b>

2019年上半期損益、百万ユーロ	コーポレート バンキング 部門		その他 事業部門	グループ 相殺消去	グループ 合計
	保険部門				
純利息収益	185	-10	-37	-2	136
うち、税引前内部純収益	-1	-7	8	0	0
保険事業による純収益	0	267	0	0	267
純手数料収益	5	-18	-1	-1	-15
純投資収益	50	88	11	0	150
その他営業収益	14	14	3	-1	30
<b>収益合計</b>	<b>254</b>	<b>342</b>	<b>-23</b>	<b>-5</b>	<b>568</b>
人件費	30	66	1	0	97
減価償却 / 償却費失	8	17	1	0	25
その他営業費用	80	116	7	-5	199
<b>費用合計</b>	<b>118</b>	<b>199</b>	<b>9</b>	<b>5</b>	<b>-321</b>
債権に係る減損損失	-14	0	1	0	-13
株主へのOPポイント付与 - 一般顧客	-1	-1	0	0	-2
一時的な免除(オーバーレイ・アプローチ)	0	-44	0	0	-44
<b>税引前利益</b>	<b>121</b>	<b>97</b>	<b>-31</b>	<b>0</b>	<b>187</b>

貸借対照表、2020年6月30日現在 百万ユーロ	コーポレート バンキング		その他 事業部門	グループ 相殺消去	グループ 合計
	部門	保険部門			
現金及び現金同等物	41	0	21,842	0	21,883
金融機関に対する債権	110	733	9,011	-746	9,108
デリバティブ契約	5,219	68	241	-7	5,522
一般顧客に対する債権	25,498	0	356	-753	25,101
投資資産	705	3,501	14,585	-40	18,751
無形資産	40	651	18	0	709
有形固定資産	4	108	2	0	114
その他資産	610	867	604	-7	2,074
税金資産	0	8	48	0	56
<b>資産合計</b>	<b>32,227</b>	<b>5,936</b>	<b>46,708</b>	<b>-1,553</b>	<b>83,318</b>
金融機関に対する負債	697	0	25,524	-744	25,478
デリバティブ契約	4,161	2	534	-8	4,689
一般顧客に対する負債	13,669	136	4,203	-746	17,262
保険負債	0	3,532	0	0	3,532
公募発行負債証券	886	0	21,673	-40	22,520
引当金及びその他負債	1,054	486	728	-14	2,254
税金負債	1	69	355	0	425
劣後負債	-17	135	2,653	0	2,771
<b>負債合計</b>	<b>20,452</b>	<b>4,360</b>	<b>55,671</b>	<b>-1,552</b>	<b>78,931</b>
<b>資本</b>					<b>4,387</b>

貸借対照表、2019年12月31日現在 百万ユーロ	コーポレート バンキング		その他 事業部門	グループ 相殺消去	グループ 合計
	部門	保険部門			
現金及び現金同等物	19	617	11,891	-613	11,914
金融機関に対する債権	124	12	9,023	-33	9,126
デリバティブ契約	4,384	23	468	0	4,874
一般顧客に対する債権	24,502	0	111	-784	23,829
投資資産	1,005	3,503	12,699	-34	17,174
無形資産	45	645	19	0	709
有形固定資産	1	111	2	0	114
その他資産	339	684	321	-10	1,334
税金資産	0	11	40	0	51
<b>資産合計</b>	<b>30,418</b>	<b>5,606</b>	<b>34,576</b>	<b>-1,474</b>	<b>69,126</b>
金融機関に対する負債	757	0	15,361	-784	15,334
デリバティブ契約	3,657	38	195	-8	3,882
一般顧客に対する負債	11,349	136	4,664	-646	15,503
保険負債	0	3,234	0	0	3,234
公募発行負債証券	1,441	0	21,318	-34	22,726
引当金及びその他負債	764	388	998	-2	2,148
税金負債	2	95	355	0	452
劣後負債	9	135	1,329	0	1,474
<b>負債合計</b>	<b>17,979</b>	<b>4,026</b>	<b>44,221</b>	<b>-1,474</b>	<b>64,752</b>
<b>資本</b>					<b>4,374</b>

[次へ](#)

## 連結財務書類注記

### 注記1 会計方針

本半期報告書は、IAS第34号(期中財務報告)及び2019年連結財務書類に表示されている会計方針に準拠して作成されている。

本半期報告書は、未監査データに基づいている。本半期報告書に含まれているすべての数値は、四捨五入されており、それぞれの数値の総和は表示された合計と異なる可能性がある。

本半期報告書は、フィンランド語版、英語版およびスウェーデン語版で入手可能である。それぞれの言語版の間に相違がある場合には、本半期報告書のフィンランド語版が公式なものとして用いられる。

#### 重要な会計上の見積り及び判断

半期報告書の作成にあたり、将来に関する見積り及び仮定を行うことが求められるが、実際の結果はこれらの見積り及び仮定と異なる場合がある。また、会計方針の適用に当たり経営陣は判断を行うことも求められる。半期報告書の作成においては、経営陣の判断は、特に予想信用損失の算定において用いられる。

予想信用損失(以下、「ECL」という。)の測定モデルの決定には、以下のような経営陣の判断を要するいくつかの要因を伴う。

- ・ 契約ポートフォリオの予想信用損失を可能な限りよく表すように、適切なECLモデルを選択すること
- ・ モデルにおいて行われる様々な仮定及び専門家の判断
- ・ ECLモデルのパラメーターの推定法の選択
- ・ 期日のない契約(リボルビング与信枠)の残存期間の決定
- ・ 利用可能なモデルデータ及びその他のデータの質に関するモデル・リスクの決定
- ・ ECLが適切なモデルを用いて算定されるよう、契約を様々なセグメントに適切にグループ化すること
- ・ その変動が契約のデフォルト確率と相関するようにマクロ経済要因を選択すること
- ・ 将来のマクロ経済シナリオ及びその確率の予測

以下のように、信用リスクの著しい増加の評価においても経営陣の判断が用いられている。

- ・ ステージ3に移動する前にステージ2に移動する契約の実際の数(いわゆる、デフォルト捕捉率)を確認するために、個人顧客に関する相対的な信用リスクの変動の評価に用いられる専門家の判断
- ・ 過去のデフォルト動向及びOPコーポレート・バンクの信用リスク・プロセスに基づく絶対閾値の選択
- ・ 減損ステージ3をステージ2又は1に改善できるように、顧客が適切な支払動向を証明しなければならない期間の長さの決定

ECL数値の実際の算定は、経営陣の判断なく、上記のモデルを用いて行われる。ただし、ステージ3の大規模法人エクスポージャーが関与している場合、ECLは専門家の評価に基づくキャッシュ・フロー・ベースのECL法を用いて算定される。

注記7「債権の減損損失」では、新型コロナウイルス危機中の予想信用損失の算定において行われた選択に関する情報が含まれる。

のれん及び耐用年数を確定できない資産は年次減損テストの対象であり、またテスト対象の現金生成単位の価値に低下の兆候がある場合は、直ちにテストされる。減損テストで決定される回収可能額は通常、使用価値に基づいており、その算定には将来キャッシュ・フローの見積り及び現在価値の算定に適用される割引率の水準の見積りが必要となる。のれん419百万ユーロ及びブランド価値162百万ユーロは減損テストでカバーされている。報告期間において、今後5年間の現金生成単位のキャッシュ・フロー予測は更新され、その変動は2019年のテスト時の対応する予測と比較された。COVID-19危

機にもかかわらず、報告期間中の将来キャッシュ・フロー予想には大きな変動がなかったため、実際に新規の減損テストの実施が必要となる減損の兆候はなかった。

## 債務不履行の定義

IFRS第9号に基づく算定において、OPコーポレート・バンクは、内部信用リスク・モデル(以下、「IRB」という。)と同一の債務不履行の定義を適用する。OPコーポレート・バンクは、支払動向に基づく内部格付システムを使用して債務不履行を評価する。個人顧客に関する定義としての債務不履行は契約毎に適用されるが、法人顧客は関連する顧客グループの観点からレビューされる。顧客は、OPコーポレート・バンクが手段(担保の実現等)に訴えることなく、あるいは金融資産に関する支払いが90日超延滞するより前にその貸付債務を全額支払えない可能性が高い場合に、債務不履行顧客として分類される。

債務不履行の定義は、欧州議会及び欧州委員会の規制2013年第575号(CRR)の第178条に基づく。

2020年第1四半期において、OPコーポレート・バンクは、債務不履行の定義の適用に関する欧州銀行監督局(EBA)のガイドライン(規制(EU)2013年第575号第178条に基づく債務の定義の適用に関するガイドライン:EBA/GL/2016/07及びEBA/RTS/2016/06)を適用した。当ガイドラインは欧州の銀行が顧客に適用する債務不履行の定義と一致している。当ガイドラインに準拠したプロセスでは例えば、外部の信用機関での支払不履行の登録、又は貸付金の現在価値が1%以上低下した場合の返済免除などを含む返済不能基準に基づいて債務不履行を早期に特定する。当ガイドラインでは、個人顧客については、個人顧客のエクスポージャーの重要部分(20%)が不履行となった場合、その債務者のすべての信用債務を債務不履行とする。さらに、90日以上延滞のエクスポージャーに関する重要性基準はリテール・エクスポージャーについては100ユーロかつ契約額又は顧客の貸借対照表エクスポージャーの1%に引き下げられ、リテール以外のエクスポージャーについては500ユーロ及び契約額又は顧客の貸借対照表エクスポージャーの1%に引き下げられた。

顧客の債務不履行は、債務不履行の定義の基準を満たさなくなり、その後の6ヶ月から12ヶ月の猶予期間が終了した時点で終了する。

OPコーポレート・バンクは、EBAガイドラインを2段階アプローチで採用する。最初の段階では、2020年第1四半期中に債務不履行の定義を変更する。その後実施される第2段階では、信用リスク・パラメーターの補正が行われる。最初の段階の適用により、不履行となったエクスポージャー件数が増加するため、減損ステージ3に振り替えられる件数が増加する。予想信用損失は13百万ユーロ増加し、会計上の見積りの変更として損益計算書に認識された。債権の減損損失は注記7に表示されている。

## ノート及び債券に関する予想信用損失の計算

OPコーポレート・バンクは、ブルームバーグ・ツールを主要なモデルとして、ノート及び債券の予想信用損失の計算の際に2つの別個のモデルを利用する。OPコーポレート・バンクは、ブルームバーグ・ツールがサポートしていない債券については、各ECL測定日に信用格付け情報に基づきOP独自のツールを使用する。

2020年6月30日に、OPコーポレート・バンクはブルームバーグ・ツールの使用を中止し、信用格付け情報に基づく自社のモデルのみの使用を開始した。当モデルは外部の信用格付けに基づき、それが入手できない場合はOPコーポレート・バンクの内部格付けに基づく。信用格付け情報に基づくOPコーポレート・バンクのモデルは、LGD部分においては担保をより考慮して、ノート及び債券が減損ステージ間で適時に振り替えられるようにしている。加えて、当モデルは計算プロセスを調整及び迅速にしている。このモデル変更はノート及び債券の予想信用損失の金額に大きな影響を及ぼしていない。

## 損益計算書注記

## 注記2 純利息収益

百万ユーロ	2020年 上半期	2019年 上半期	2020年 第2四半期	2019年 第2四半期
<b>利息収益</b>				
金融機関に対する債権				
利息	11	8	7	4
マイナス金利	8	7	6	3
合計	19	15	12	8
一般顧客に対する債権				
貸付金	180	166	92	85
ファイナンス・リース債権	18	15	9	8
減損貸付金およびその他のコミットメント				
ト	0	0	0	
マイナス金利	11	7	6	3
合計	210	188	107	95
ノート及び債券				
損益を通じて公正価値で測定	0	0	0	0
その他包括利益を通じて公正価値で測定	33	42	16	20
償却原価	0		0	
合計	33	42	16	21
デリバティブ契約				
公正価値ヘッジ	-48	-52	-22	-26
キャッシュフロー・ヘッジ		0		0
キャッシュフロー・ヘッジの非有効部分		0		0
その他	2	2	1	1
合計	-45	-49	-21	-24
その他	4	2	2	1
<b>合計</b>	<b>221</b>	<b>198</b>	<b>116</b>	<b>100</b>
<b>利息費用</b>				
金融機関に対する負債				
利息	39	45	20	24
マイナス金利	36	35	20	17
合計	75	80	41	41
一般顧客に対する負債	8	8	4	4
公募発行ノート及び債券	87	85	43	42
劣後負債				
劣後ローン	2	2	1	1
その他	24	22	13	11
合計	26	24	14	12
デリバティブ契約				
キャッシュフロー・ヘッジ	-83	-77	-39	-39
その他	-60	-60	-29	-29
合計	-142	-138	-68	-69
その他	2	2	1	1
<b>合計</b>	<b>57</b>	<b>62</b>	<b>35</b>	<b>31</b>

## ヘッジ会計に基づく公正価値調整前

純利息収益	164	136	81	69
ヘッジ手段としてのデリバティブ	17	22	3	18
ヘッジ対象の価値の変動	-16	-22	-1	-18
合計	165	136	84	69

## 注記3 保険事業による純収益

百万ユーロ	2020年 上半期	2019年 上半期	2020年 第2四半期	2019年 第2四半期
保険料収入(純額)				
受取保険料	955	946	294	305
再保険料	6	0	13	11
未経過保険料の変動	-238	-236	61	52
再保険会社持分	17	16	5	4
合計	739	726	372	372
損害保険金(純額)				
支払保険金	-487	-523	-232	-230
再保険会社から回収した保険金	13	10	8	1
未払保険金の変動	28	55	16	15
再保険会社持分	-3	0	-6	1
合計	-449	-457	-214	-213
その他の損害保険の項目	-3	-2	-1	-1
合計	288	267	157	158

## 注記4 純手数料収益

2020年上半期、百万ユーロ	コーポレート・バンキング部門	保険部門	その他事業部門	グループ相殺消去	グループ合計	2019年第2四半期
<b>手数料収益</b>						
貸付	23		0	-1	22	11
預金	1		0	0	1	1
送金	12		0	-1	12	6
証券仲介	15				15	6
証券発行	4		0	0	4	3
ミューチュアル・ファンド	0		0		0	0
アセットマネジメント	7			0	7	4
リーガルサービス	0				0	0
保証	6		0	0	6	3
保険仲介		6			6	3
健康福祉サービス		6		0	6	3
その他	3		0	0	3	2
<b>合計</b>	<b>71</b>	<b>12</b>	<b>0</b>	<b>-1</b>	<b>82</b>	<b>41</b>
<b>手数料費用</b>						
送金	1	1	0	0	1	0
証券仲介	2		0	0	2	1
証券発行	1		0		1	1
ミューチュアル・ファンド		0			0	0
アセットマネジメント	2	0	1		2	1
保険業務		24		0	24	10
健康福祉サービス		2		0	2	1
その他*	54	0	0	0	54	33
<b>合計</b>	<b>60</b>	<b>27</b>	<b>1</b>	<b>-1</b>	<b>87</b>	<b>47</b>
<b>純手数料収益合計</b>	<b>11</b>	<b>-15</b>	<b>-1</b>	<b>0</b>	<b>-5</b>	<b>-6</b>

\* 当該項目には、加盟銀行に対して支払われたデリバティブ取引から生じる手数料費用50百万ユーロが含まれている。  
4月から6月までの支払手数料は合計30百万ユーロであった。

2019年上半期、百万ユーロ	コーポレート・バンキング部門	保険部門	その他事業部門	グループ相殺消去	グループ合計	2019年第2四半期
<b>手数料収益</b>						
貸付	22	0	0	-1	21	11
預金	1		0	0	1	0
送金	12		0	0	11	6
証券仲介	10		0	0	10	4
証券発行	4		0	0	4	2
ミューチュアル・ファンド	0		0		0	0
アセットマネジメント	6			0	6	3
リーガルサービス	0				0	0
保証	6		0	0	6	3
保険仲介		7			7	3
健康福祉サービス		11		0	11	5
その他	7		0	0	7	4
<b>合計</b>	<b>68</b>	<b>17</b>	<b>0</b>	<b>-2</b>	<b>84</b>	<b>42</b>
<b>手数料費用</b>						
送金	1	1	0	0	1	0
証券仲介	4			0	4	2
証券発行	2		0		2	1
アセットマネジメント	1	0	0		2	1
保険業務		29			29	16
健康福祉サービス		6			6	3
その他*	55	0	0	0	56	28
<b>合計</b>	<b>63</b>	<b>36</b>	<b>1</b>	<b>-1</b>	<b>99</b>	<b>51</b>
<b>純手数料収益合計</b>	<b>5</b>	<b>-18</b>	<b>-1</b>	<b>-1</b>	<b>-15</b>	<b>-10</b>

\* 当該項目には、加盟銀行に対して支払われたデリバティブ取引から生じる手数料費用52百万ユーロが含まれている。4月から6月までの支払手数料は合計27百万ユーロであった。

## 注記5 純投資収益

	2020年 上半期	2019年 上半期	2020年 第2四半期	2019年 第2四半期
<b>百万ユーロ</b>				
その他包括利益を通じて公正価値評価される資 産からの純収益				
ノート及び債券				
利息収益	15	19	8	9
その他収益及び費用	-2	-2	-1	-1
キャピタル・ゲイン及びロス	6	18	3	3
公正価値で計上された為替損益	-1	1	-5	-3
減損及び減損の戻入れ*	-7	2	-4	2
<b>合計</b>	<b>12</b>	<b>38</b>	<b>1</b>	<b>9</b>
*保険のノート及び債券に係る予想信用損失 (ECL)				
<b>損益を通じて公正価値で認識した純収益</b>				
トレーディング目的で保有する金融資産				
ノート及び債券				
利息収益及び費用	1	3	-1	1
公正価値で計上された利益及び損失	-2	5	5	2
合計	-1	8	5	3
株式及び参加持分				
公正価値で計上された利益及び損失	0	1	-1	1
配当収入及び利益持分	2	0	0	0
合計	1	1	0	1
デリバティブ				
利息収益及び費用	11	4	12	6
公正価値で計上された利益及び損失	46	43	40	35
合計	57	47	52	41
<b>合計</b>	<b>58</b>	<b>55</b>	<b>57</b>	<b>46</b>
<b>損益を通じて公正価値で測定しなければなら ない金融資産</b>				
ノート及び債券				
利息収益	1	1	1	1
公正価値で計上された利益及び損失	3	1	5	0
合計	4	2	5	1
株式及び参加持分				
公正価値で計上された利益及び損失	-47	49	29	6
配当収入及び利益持分	9	13	2	5
合計	-38	62	31	11
<b>合計</b>	<b>-34</b>	<b>63</b>	<b>36</b>	<b>12</b>
<b>損益を通じて公正価値で認識された金融資産の 純収益合計</b>	<b>24</b>	<b>119</b>	<b>93</b>	<b>57</b>
<b>投資不動産による純収益</b>				
賃貸収入	13	13	6	7
公正価値で計上された利益及び損失	2	6	-2	3

維持費及び修繕費	-16	-10	-9	-5
その他	1	-2	0	-1
投資不動産による純収益合計	<u>0</u>	<u>7</u>	<u>-4</u>	<u>4</u>

#### 償却原価で測定した貸付金及び債権による純収益

##### 貸付金及び債権

利息収益	1	2	0	1
利息費用	-1	0	-1	0
減損及び減損の戻入れ	0	-1	-1	0
貸付金及び債権合計	<u>0</u>	<u>1</u>	<u>-2</u>	<u>1</u>

##### 損害保険

割引のアンワインディング、損害保険	-11	-14	-6	-7
-------------------	-----	-----	----	----

##### 関連会社

持分法を用いて連結	1	0	0	0
合計	<u>1</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>

純投資収益合計	25	150	82	64
---------	----	-----	----	----

## 注記6 その他営業費用

百万ユーロ	2020年 上半期	2019年 上半期	2020年 第2四半期	2019年 第2四半期
ICT費用				
製作	89	67	45	32
開発	19	34	8	19
建物	0	4	0	1
政府関係費用及び監査報酬	34	27	10	8
購入したサービス	17	17	9	9
データ通信	5	5	3	2
マーケティング	5	6	3	3
社会貢献活動	1	1	1	1
保険及びセキュリティ	2	2	1	1
その他	35	37	19	21
<b>合計</b>	<b>208</b>	<b>199</b>	<b>99</b>	<b>97</b>

## 開発費用

百万ユーロ	2020年 上半期	2019年 上半期	2020年 第2四半期	2019年 第2四半期
ICT開発費用	19	34	8	19
自社作業の割当分	0	1	0	0
<b>損益計算書の開発費用合計</b>	<b>19</b>	<b>35</b>	<b>8</b>	<b>19</b>
資産化されたICT費用	20	17	11	8
資産化された自社作業の割当分		0		0
<b>資産化された開発費用合計</b>	<b>20</b>	<b>17</b>	<b>11</b>	<b>8</b>
<b>開発費用合計</b>	<b>38</b>	<b>51</b>	<b>19</b>	<b>27</b>
減価償却費 / 償却費及び減損損失	19	19	10	9

## 注記7 債権の減損損失

	2020年 上半期	2019年 上半期	2020年 第2四半期	2019年 第2四半期
百万ユーロ				
貸倒損失により償却された債権	-7	-1	-1	0
評価減された債権の回収	0	0	0	0
一般顧客に対する債権及びオフバランスシート 項目に係る予想信用損失(ECL)	-61	-13	-19	-9
ノート及び債券に係る予想信用損失(ECL)*	1	1	2	0
<b>合計</b>	<b>-67</b>	<b>-13</b>	<b>-18</b>	<b>-9</b>

\* 保険業務のノート及び債券に係る予想信用損失は、純投資収益に表示される。

## 信用リスク・エクスポージャー及び関連損失引当金

## 減損ステージ別予想信用損失の会計処理対象となるエクスポージャー

2020年6月30日

エクスポージャー	ステージ1	30DPD未満	ステージ2 30DPD以上	合計	ステージ3	エクスポージャー合計
百万ユーロ						
顧客に対する債権(総額)						
コーポレート・バンキング	25,601	1,498	332	1,830	588	28,019
<b>合計</b>	<b>25,601</b>	<b>1,498</b>	<b>332</b>	<b>1,830</b>	<b>588</b>	<b>28,019</b>
オフバランスシート限度額						
コーポレート・バンキング	9,257	463	139	602	68	9,926
<b>合計</b>	<b>9,257</b>	<b>463</b>	<b>139</b>	<b>602</b>	<b>68</b>	<b>9,926</b>
その他オフバランスシート・コミットメント						
コーポレート・バンキング	6,182	293		293	108	6,584
<b>合計</b>	<b>6,182</b>	<b>293</b>		<b>293</b>	<b>108</b>	<b>6,584</b>
ノート及び債券						
その他事業	14,132	44		44		14,176
保険	2,296	21		21	9	2,326
<b>合計</b>	<b>16,428</b>	<b>65</b>		<b>65</b>	<b>9</b>	<b>16,502</b>
予想信用損失の会計処理対象となるエクスポージャー合計	57,468	2,319	471	2,790	773	61,031

## ステージ別損失引当金

2020年6月30日

オンバランスシートのエ  
クスポート・バン  
ク・ピーエルシー  
と関連するオフバ  
ランス

シート限度額*	ステージ1		ステージ2		ステージ3		損失合計
		30DPD未満	30DPD以上	合計			
百万ユーロ							
顧客に対する債権							
コーポレート・バン キング	-34	-28	-2	-30	-284	-348	
合計	-34	-28	-2	-30	-284	-348	
オフバランスシートの契 約債務**							
コーポレート・バン キング	-3	-2		-2	-18	-22	
合計	-3	-2		-2	-18	-22	
ノート及び債券***							
その他事業	-2	-1		-1		-2	
保険	-3	-1		-1	-3	-7	
ノート及び債券合計	-5	-2		-2	-3	-10	
合計	-42	-31	-2	-34	-305	-381	

\* オンバランス及び関連するオフバランスシート限度額に関する損失引当金は、貸借対照表項目を控除するための一つの構成要素として認識される。

\*\* 損失引当金は、貸借対照表上の引当金及びその他負債に認識される。

\*\*\* 損失引当金は、その他包括利益の公正価値評価差額準備金に認識される。

以下の表は、減損のステージ別のエクスポージャー金額に関する損失引当金の要約である。カバレッジ比率は、エクスポージャー金額に対する損失引当率である。

要約及び主要な指標 2020年6月30日現在	ステージ1	ステージ2		ステージ3	
		30DPD未満	30DPD以上	合計	合計
<b>一般顧客に対する債権； オンバランスシート及びオフバランスシート 項目</b>					
コーポレート・バンキング	41,040	2,255	471	2,726	44,529
<b>損失引当金</b>					
コーポレート・バンキング	-37	-30	-2	-32	-371
<b>カバレッジ率、%</b>					
コーポレート・バンキング	-0.09%	-1.31%	-0.51%	-1.17%	-39.50%
<b>一般顧客に対する債権； オンバランスシート及びオフバランスシート 項目合計</b>	<b>41,040</b>	<b>2,255</b>	<b>471</b>	<b>2,726</b>	<b>44,529</b>
<b>損失引当金合計</b>	<b>-37</b>	<b>-30</b>	<b>-2</b>	<b>-32</b>	<b>-371</b>
<b>カバレッジ率合計、%</b>	<b>-0.09%</b>	<b>-1.31%</b>	<b>-0.51%</b>	<b>-1.17%</b>	<b>-39.50%</b>
<b>帳簿価額、ノート及び債券</b>					
その他事業	14,132	44		44	14,176
保険	2,296	21		21	2,326
<b>損失引当金</b>					
その他事業	-2	-1		-1	-2
保険	-3	-1		-1	-7
<b>カバレッジ率、%</b>					
その他事業	-0.01%	-1.90%		-1.90%	-0.02%
保険	-0.14%	-3.95%		-3.95%	-0.32%
<b>ノート及び債券合計</b>	<b>16,428</b>	<b>65</b>		<b>44</b>	<b>16,502</b>
<b>損失引当金合計</b>	<b>-5</b>	<b>-2</b>		<b>-1</b>	<b>-10</b>
<b>カバレッジ率合計、%</b>	<b>-0.03%</b>	<b>-2.57%</b>		<b>-1.90%</b>	<b>-38.48%</b>

減損ステージ別の予想信用損失の会計処理対象となるエクスポージャー

2019年12月31日

エクスポージャー 百万ユーロ	ステージ1	ステージ2		合計	ステージ3	エクスポージャー合計
		30DPD未満	30DPD以上			
<b>顧客に対する債権（総額）</b>						
コーポレート・バンキング	25,103	1,388	306	1,693	384	27,180
<b>合計</b>	<b>25,103</b>	<b>1,388</b>	<b>306</b>	<b>1,693</b>	<b>384</b>	<b>27,180</b>
<b>オフバランスシート限度額</b>						
コーポレート・バンキング	4,674	318	151	470	60	5,204
<b>合計</b>	<b>4,674</b>	<b>318</b>	<b>151</b>	<b>470</b>	<b>60</b>	<b>5,204</b>
<b>その他オフバランスシート・コミットメント</b>						
コーポレート・バンキング	7,011	1,216		1,216	70	8,297
<b>合計</b>	<b>7,011</b>	<b>1,216</b>		<b>1,216</b>	<b>70</b>	<b>8,297</b>
<b>ノート及び債券</b>						
その他事業	12,259	93		93		12,352
保険	1,990	2		2	5	1,998
<b>合計</b>	<b>14,250</b>	<b>95</b>		<b>95</b>	<b>5</b>	<b>14,350</b>
<b>予想信用損失の会計処理対象となるエクスポージャー合計</b>						
	<b>51,038</b>	<b>3,017</b>	<b>457</b>	<b>3,474</b>	<b>519</b>	<b>55,031</b>

## ステージ別損失引当金

2019年12月31日

オンバランスシートのエ  
クスポージャー及び関連  
するオフバランスシート

限度額 <sup>*</sup> 百万ユーロ	ステージ1		ステージ2		ステージ3	
		30DPD未満	30DPD以上	合計		損失合計
<b>顧客に対する債権</b>						
コーポレート・バンキン グ	-25	-18	-3	-21	-248	-294
<b>合計</b>	<b>-25</b>	<b>-18</b>	<b>-3</b>	<b>-21</b>	<b>-248</b>	<b>-294</b>
<b>オフバランスシートの契 約債務<sup>**</sup></b>						
コーポレート・バンキン グ	-2	-4		-4	-10	-16
<b>合計</b>	<b>-2</b>	<b>-4</b>		<b>-4</b>	<b>-10</b>	<b>-16</b>
<b>ノート及び債券<sup>***</sup></b>						
その他事業	-2	-1		-1		-3
保険	-2	0		0	-3	-5
<b>ノート及び債券合計</b>	<b>-4</b>	<b>-1</b>		<b>-1</b>	<b>-3</b>	<b>-8</b>
<b>合計</b>	<b>-31</b>	<b>-24</b>	<b>-3</b>	<b>-27</b>	<b>-260</b>	<b>-318</b>

\* オンバランス及び関連するオフバランスシート限度額に関する損失引当金は、貸借対照表項目を控除するための一つの構成要素として認識される。

\*\* 損失引当金は、貸借対照表上の引当金及びその他負債に認識される。

\*\*\* 損失引当金は、その他包括利益の公正価値評価差額準備金に認識される。

以下の表は、減損のステージ別のエクスポージャー金額に関する損失引当金の要約である。カバレッジ比率は、エクスポージャー金額に対する損失引当率である。

要約及び主要な指標 2019年12月31日現在	ステージ1	30DPD未満	ステージ2 30DPD以上	合計	ステージ3	合計
<b>一般顧客に対する債権； オンバランスシート及びオフバランスシート項目</b>						
コーポレート・バンキング	36,788	2,922	457	3,379	514	40,681
<b>損失引当金</b>						
コーポレート・バンキング	-27	-22	-3	-26	-258	-310
<b>カバレッジ率、%</b>						
コーポレート・バンキング	-0.07%	-0.77%	-0.71%	-0.76%	-50.12%	-0.76%
<b>一般顧客に対する債権； オンバランスシート及びオフバランスシート項目合計</b>	<b>36,788</b>	<b>2,922</b>	<b>457</b>	<b>3,379</b>	<b>514</b>	<b>40,681</b>
<b>損失引当金合計</b>	<b>-27</b>	<b>-22</b>	<b>-3</b>	<b>-26</b>	<b>-258</b>	<b>-310</b>
<b>カバレッジ率合計、%</b>	<b>-0.07%</b>	<b>-0.77%</b>	<b>-0.71%</b>	<b>-0.76%</b>	<b>-50.12%</b>	<b>-0.76%</b>
<b>帳簿価額、ノート及び債券</b>						
その他事業	12,259	93		93		12,352
保険	1,990	2		2	5	1,998
<b>損失引当金</b>						
その他事業	-2	-1		-1		-3
保険	-2	0		0	-3	-5
<b>カバレッジ率、%</b>						
その他事業	-0.02%	-0.81%		-0.81%		-0.02%
保険	-0.09%	-18.51%		-18.51%	-53.78%	-0.24%
<b>ノート及び債券合計</b>	<b>14,250</b>	<b>95</b>		<b>95</b>	<b>5</b>	<b>14,350</b>
<b>損失引当金合計</b>	<b>-4</b>	<b>-1</b>		<b>-1</b>	<b>-3</b>	<b>-8</b>
<b>カバレッジ率合計、%</b>	<b>-0.03%</b>	<b>-1.18%</b>		<b>-1.18%</b>	<b>-53.78%</b>	<b>-0.06%</b>

以下の推移表は、以下の要因による、2020年度上半期の減損損失引当金のステージ別の推移を示したものである。

**顧客に対する債権及びオフバラン  
シート項目、**

百万ユーロ	ステージ1	ステージ2	ステージ3	合計
	12ヶ月	全期間	全期間	
2020年1月1日現在の損失引当金	27	26	257	310
ステージ1からステージ2への振替	-2	13	0	11
ステージ1からステージ3への振替	-1	0	30	29
ステージ2からステージ1への振替	0	-3	0	-2
ステージ2からステージ3への振替	0	-4	30	26
ステージ3からステージ2への振替	0	0	-1	-1
ステージ3からステージ1への振替	0	0	0	0
組成及び取得による増加	4	2	10	17
認識の中止による減少	-4	-5	-9	-18
リスク・パラメーターの変更（純額）	13	3	-12	4
償却による引当金勘定の減少			-5	-5
<b>予想信用損失の純変動</b>	<b>11</b>	<b>6</b>	<b>44</b>	<b>61</b>
2020年6月30日現在の損失引当金	38	32	301	371
2020年第2四半期の予想信用損失の純変動	4	10	5	20

**債務不履行の新定義の適用による影響**

OPコーポレート・バンクは、EBAガイドラインに基づいて債務不履行の定義に、いわゆる二段階アプローチを採用する。最初の段階では、2020年第1四半期中に債務不履行の定義を変更する。その後実施される第2段階では、信用リスク・パラメーターの補正が行われる。最初の段階の適用により、不履行となったエクスポージャー件数が増加するため、減損ステージ3に振り替えられる件数が増加する。第1四半期に予想信用損失は13百万ユーロ増加した。

**コロナウィルス・パンデミック (COVID-19)**

新型コロナウイルスのパンデミック (COVID-19) による著しい経済的影響を防ぐために、EU加盟国は多岐にわたる財政支援政策を実施している。2020年4月2日、欧州銀行監督機構 (EBA) は、COVID-19パンデミックによる放棄及び債務不履行エクスポージャーに適用された支払猶予処理などの救済措置における資本要件規制の解釈 (EBA/GL/2020/02「COVID-19危機に関して適用される貸付金返済の法的及び民間の支払猶予措置に関するガイドライン」) を発表した。2020年7月7日、EBAは選択したCOVID-19政策の実施に関する報告 (EBA/REP/2020/19) も発表した。この救済措置は法的な支払猶予措置又は銀行セクター内において共同で合意された支払猶予措置に対して適用されたが、フィンランドでは実施されていない。フィンランドでは、貸付に関する金融支援政策は、Finnvera (政府系保証機関) による120億ユーロの融資の認可である。そのため、中小企業は新型コロナウイルス危機を乗り越えるために、Finnveraによる保証で裏付けされた運転資本を申請できる。

Finnveraの保証は、ECL計算においてLGD要素を通じてECL金額を減少させる。

OPコーポレート・バンクは独自に、法人向け融資について返済猶予を得る機会を顧客に提供している。返済スケジュールの変更は個別に評価される。加えて、Finnveraから付与された保証をさらに幅広く利用できる。貸付金の変更において、放棄されたエクスポージャー及び債務不履行となった顧客は、通常の規定に従い識別される。新型コロナウイルス危機の間、ほとんどの返済猶予措置は個人顧客及び中小企業顧客に対して付与されている。

ECLの測定において、新型コロナウイルス危機は、第1四半期及び第2四半期においてマクロ経済要因を更新する際に考慮されている。第1四半期のこの危機が始まった時点では、下落局面シナリオに大きなウェイトが置かれた(下落局面40%、ベースライン50%、上昇局面10%)。第2四半期に状況が収まり始めると、シナリオのウェイトは通常に戻された(下落局面20%、ベースライン60%、上昇局面20%)。例えば、2020年のGDP成長率は、異なるシナリオによりマイナス4.5%からマイナス7.5%の下方が予想されており、2021年の成長率は、異なるシナリオによりプラス1.6%からプラス5.5%の上方が予想されている。2020年の失業率の予想は、異なるシナリオにより7.7%から9.0%であり、2021年の予想は、異なるシナリオにより7.3%から10.1%である。

2020年上半年期では、新型コロナウイルス危機による予想信用損失の増加の影響は合計で約23百万ユーロである。これは、減損ステージ1及び2から減損ステージ2及び3へ振り替えられた契約、並びにリスク変数の上昇(特にPD)を反映している。新型コロナウイルス危機による今後の経済状況に関しては依然不透明である。

ノート及び債券、百万ユーロ	ステージ1	ステージ2	ステージ3	合計
	12ヶ月	全期間	全期間	
2020年1月1日現在の損失引当金	4	1	3	8
ステージ1からステージ2への振替	0	1		1
ステージ1からステージ3への振替	0		0	0
ステージ2からステージ1への振替	0	0		0
ステージ2からステージ3への振替		0	1	0
ステージ3からステージ1への振替	1		-1	0
組成及び取得による増加	1	0	0	1
認識の中止による減少	0	-1		-1
リスク・パラメーターの変更(純額)	0			-1
見積手法の改訂による変動(純額)	0		1	1
<b>予想信用損失の純変動</b>	<b>1</b>	<b>1</b>	<b>1</b>	<b>3</b>
2020年6月30日現在の損失引当金	5	2	4	11
2020年第2四半期の予想信用損失の純変動	4	0	1	5

以下の推移表は、以下の要因による、2019年度の減損損失引当金のステージ別の推移を示したものである。

**顧客に対する債権及びオフバラン  
シート項目、**

百万ユーロ

	ステージ1 12ヶ月	ステージ2 全期間	ステージ3 全期間	合計
2019年1月1日現在の損失引当金	27	30	207	263
ステージ1からステージ2への振替	-1	9		8
ステージ1からステージ3への振替	-4		7	3
ステージ2からステージ1への振替	0	-3		-3
ステージ2からステージ3への振替		-7	9	2
ステージ3からステージ2への振替		0	-2	-2
ステージ3からステージ1への振替	0		-1	-1
組成及び取得による増加	8	4	6	19
認識の中止による減少	-4	-4	-7	-14
リスク・パラメーターの変更（純額）	0	-4	40	37
償却による引当金勘定の減少			-2	-2
<b>予想信用損失の純変動</b>	<b>0</b>	<b>-4</b>	<b>51</b>	<b>47</b>
2019年12月31日現在の損失引当金	27	26	257	310
2019年第2四半期の予想信用損失の純変動	5	4	1	9

**ノート及び債券、百万ユーロ**

	ステージ1 12ヶ月	ステージ2 全期間	ステージ3 全期間	合計
2019年1月1日現在の損失引当金	4	2	2	9
ステージ1からステージ2への振替	0	1		1
ステージ1からステージ3への振替	0		1	1
ステージ2からステージ1への振替	0	-1		-1
ステージ3からステージ2への振替	0	0	0	0
ステージ3からステージ1への振替	0		0	0
組成及び取得による増加	1	0	0	1
認識の中止による減少	-2	-1	0	-3
リスク・パラメーターの変更（純額）	-1	0	0	0
見積手法の改訂による変動（純額）	0			0
<b>予想信用損失の純変動</b>	<b>0</b>	<b>-1</b>	<b>1</b>	<b>-1</b>

2019年12月31日現在の損失引当金	4	1	3	8
2019年第2四半期の予想信用損失 の純変動	0	-1	-2	-2

## 注記8 保険負債

百万ユーロ	2020年6月30日	2019年12月31日
未払保険金		
年金の未払保険金	1,563	1,571
未払保険金に関するその他引当金	1,092	1,101
引き下げられた割引率に関する準備金(保険負債のヘッジ 価値)	56	-22
合計	2,710	2,650
未経過保険料	822	584
<b>合計</b>	<b>3,532</b>	<b>3,234</b>

## 注記9 公募発行負債証券

百万ユーロ	2020年 6月30日	2019年 12月31日
債券	10,581	11,955
劣後債券(SNP)	1,685	1,156
その他		
譲渡性預金証書	119	
コマーシャル・ペーパー	10,218	9,716
自己取引としてポートフォリオに含まれるもの ( - )*	-84	-101
<b>公募発行負債証券合計</b>	<b>22,520</b>	<b>22,726</b>

\*OPグループが保有する自社債券で、負債に対して相殺される。

[次へ](#)

## 注記10 公正価値評価差額準備金（法人税控除後）

百万ユーロ	その他包括利益 を通じて 公正価値で計上			合計
	ノート及び 債券	株式及び参加持分 (オーバーレイ・ アプローチ)	キャッシュフ ロー・ヘッジ	
期首残高 (2019年1月1日)	3	-15	0	-12
公正価値の変動	77	60	0	137
損益計算書に振り替えられたキャピ タル・ゲイン	13	-9		4
損益計算書に振り替えられた減損損失		-7		-7
純利息収益への振替			0	0
繰延税金	-18	-9	0	-27
期末残高 (2019年 6月30日)	75	20	0	95

百万ユーロ	その他包括利益 を通じて 公正価値で計上			合計
	ノート及び 債券	株式及び参加持分 (オーバーレ イ・アプロー チ)	キャッシュフ ロー・ヘッジ	
期首残高 (2020年1月1日)	31	38	0	70
公正価値の変動	-52	-42	3	-90
損益計算書に振り替えられたキャピ タル・ゲイン	-1	-4		-5
損益計算書に振り替えられた減損損失		0		0
繰延税金	11	9	-1	19
期末残高 (2020年 6月30日)	-11	2	3	-6

報告期間末の負の公正価値評価差額準備金（税引前）は、8百万ユーロで、関連する繰延税金負債は2百万ユーロであった。2019年度末の正の公正価値評価差額準備金は、87百万ユーロで、関連する繰延税金負債は17百万ユーロであった。報告期間中の、公正価値評価差額準備金における持分金融商品の正の時価評価額は、合計32（51）百万ユーロで、オーバーレイ・アプローチの採用による負の時価評価額は30（3）百万ユーロであった。報告期間中の公正価値評価差額準備金において、その他包括利益を通じて公正価値評価で認識されるノート及び債券の損失引当金は合計-3（2）百万ユーロであった。

負の公正価値評価差額準備金は、資産価値の増加、資本損失及び減損の認識によって回復する可能性がある。

**注記11 担保差入れ**

百万ユーロ	2020年6月30日	2019年12月31日
自社の債務及び契約債務の代わりに差し入れた担保		
担保	39	79
その他	4,947	3,496
<b>担保差入れ合計*</b>	<b>4,986</b>	<b>3,575</b>
担保デリバティブ負債	1,403	1,098
その他担保債務	3,049	2,093
<b>担保債務合計</b>	<b>4,452</b>	<b>3,191</b>

\* さらに、帳簿価格3.6十億ユーロの債券が、中央銀行に担保として差入れられている。うち、1.5十億ユーロは日中の決済に関する担保である。当該債券は中央銀行の事前の許可なしに取消可能であるため、上記の表には表示されていない。

## 注記12 金融資産及び負債の分類

## 純損益を通じた公正価値評価

資産 百万ユーロ	償却原価	純損益を通じた公正価値評価				帳簿価額 合計
		その他包括 利益を通じ て公正価値 で測定	トレーディ ング目的で 保有する 金融資産	純損益を通 じて公正価 値評価する ことを義務 付けられた 金融資産	ヘッジ手 段として のデリバ ティブ	
現金及び現金同等物	21,883					21,883
金融機関に対する債権	9,108					9,108
デリバティブ契約			5,278		244	5,522
一般顧客に対する債権	25,101					25,101
ノート及び債券	816	16,189	555	37		17,597
資本性金融商品		0	22	683		704
その他金融資産	2,109					2,109
<b>金融資産</b>						<b>82,024</b>
金融商品以外						1,294
<b>合計 (2020年6月30日)</b>	<b>59,018</b>	<b>16,189</b>	<b>5,854</b>	<b>719</b>	<b>244</b>	<b>83,318</b>

資産 百万ユーロ	償却原価	純損益を通じた公正価値評価				帳簿価額 合計
		その他包括 利益を通じ て公正価値 で測定	トレーディ ング目的で 保有する 金融資産	純損益を通 じて公正価 値評価する ことを義務 付けられた 金融資産	ヘッジ手 段として のデリバ ティブ	
現金及び現金同等物	11,914					11,914
金融機関に対する債権	9,126					9,126
デリバティブ契約			4,407		468	4,874
一般顧客に対する債権	23,829					23,829
ノート及び債券		14,899	1,033	42		15,975
資本性金融商品		0	23	694		717
その他金融資産	1,393					1,393
<b>金融資産</b>						<b>67,828</b>
金融商品以外						1,297
<b>合計 (2019年12月31日)</b>	<b>46,262</b>	<b>14,899</b>	<b>5,463</b>	<b>737</b>	<b>468</b>	<b>69,126</b>

負債 百万ユーロ	損益を通じて公 正価値で測定す る金融負債		ヘッジ手段 としてのデ リバティブ	帳簿価額合計
		その他負債		
金融機関に対する負債		25,478		25,478
デリバティブ契約	4,148		540	4,689
一般顧客に対する負債		17,262		17,262
保険負債		3,532		3,532
公募発行負債証券		22,520		22,520
劣後負債		2,771		2,771
その他金融負債		1,977		1,977
<b>金融負債</b>				<b>78,229</b>
金融負債以外				701
<b>合計(2020年6月30日)</b>	<b>4,148</b>	<b>73,541</b>	<b>540</b>	<b>78,931</b>

負債 百万ユーロ	損益を通じて公 正価値で測定す る金融負債		ヘッジ手段 としてのデ リバティブ	帳簿価額合計
		その他負債		
金融機関に対する負債		15,334		15,334
デリバティブ契約	3,683		199	3,882
一般顧客に対する負債		15,503		15,503
保険負債		3,234		3,234
公募発行負債証券		22,726		22,726
劣後負債		1,474		1,474
その他金融負債		1,991		1,991
<b>金融負債</b>				<b>64,143</b>
金融負債以外				609
<b>合計(2019年12月31日)</b>	<b>3,683</b>	<b>60,260</b>	<b>199</b>	<b>64,752</b>

公募発行負債証券に含まれる債券は、償却原価で計上されている。2020年6月30日現在、市場で入手可能な情報に基づき、一般に使用されている評価技法を用いて算定したこれらの負債商品の公正価値は、帳簿価額を175(232)百万ユーロ上回っていた。劣後負債は、償却原価にて計上されている。劣後負債の公正価値は、償却原価を上回るものの、信頼できる公正価値を決定するには不確実性を伴う。

## 注記13 評価技法別の公正価値測定

## 資産の公正価値

2020年6月30日

百万ユーロ	レベル1	レベル2	レベル3	合計
損益を通じて公正価値で計上				
資本性金融商品	306	72	327	704
負債性金融商品	196	237	158	592
デリバティブ金融商品	0	5,475	46	5,522
その他包括利益を通じて公正価値で計上				
資本性金融商品		0		0
負債性金融商品	13,954	1,659	576	16,189
<b>金融商品合計</b>	<b>14,456</b>	<b>7,443</b>	<b>1,107</b>	<b>23,006</b>
投資不動産			332	332
<b>合計</b>	<b>14,456</b>	<b>7,443</b>	<b>1,439</b>	<b>23,338</b>

## 資産の公正価値

2019年12月31日

百万ユーロ	レベル1	レベル2	レベル3	合計
損益を通じて公正価値で計上				
資本性金融商品	334	58	325	717
負債性金融商品	484	82	510	1,076
デリバティブ金融商品	11	4,789	74	4,874
その他包括利益を通じて公正価値で計上				
資本性金融商品		0		0
負債性金融商品	12,470	1,556	874	14,899
<b>金融商品合計</b>	<b>13,299</b>	<b>6,485</b>	<b>1,783</b>	<b>21,566</b>
投資不動産			339	339
<b>合計</b>	<b>13,299</b>	<b>6,485</b>	<b>2,121</b>	<b>21,905</b>

**負債の公正価値**

2020年6月30日

百万ユーロ	レベル1	レベル2	レベル3	合計
損益を通じて公正価値で計上				
その他		0		0
デリバティブ金融商品	1	4,612	75	4,689
<b>合計</b>	<b>1</b>	<b>4,612</b>	<b>75</b>	<b>4,689</b>

**負債の公正価値**

2019年12月31日

百万ユーロ	レベル1	レベル2	レベル3	合計
損益を通じて公正価値で計上				
その他		12		12
デリバティブ金融商品	9	3,841	32	3,882
<b>合計</b>	<b>9</b>	<b>3,853</b>	<b>32</b>	<b>3,894</b>

**レベル1：活発な市場における市場価格**

このレベルには、主要な証券取引所に上場している株式、企業、政府及び金融機関が発行している市場価格のある債券、並びに証券取引所で取引されているデリバティブが含まれる。これらの商品の公正価値は、活発な市場における市場価格に基づき決定されている。

**レベル2：観察可能なインプットを使用する評価技法**

観察可能なインプット・パラメータに基づく評価技法。このレベルに含まれる商品の公正価値は、金融商品の構成要素又は類似した金融商品の市場価値より導き出された価値、あるいは、公正価値測定において重要なインプットが観察可能な市場データに基づいて、一般に使用されている評価モデル及び評価技法を用いた算定が可能な価値を意味している。このヒエラルキーのレベルには、OPコーポレート・バンク・グループの店頭デリバティブの大部分及びレベル1に含まれていない企業、政府及び金融機関が発行した相場価格のある負債性金融商品が含まれている。

**レベル3：観察不能なインプットを使用する評価技法**

不確実性を含んだインプット・パラメータに基づく評価技法。レベル3に含まれる金融商品の公正価値の決定は、客観的な市場データに基づかないインプット（観察不能なインプット）を含む。レベル3には、市場があっても評価日現在の市場取引がほとんどないような社債も含まれている。レベル3には、最も複雑な店頭デリバティブ及び当グループが公正価値測定をする際に用いる市場データの推定を行わなければならない長期満期のデリバティブ、特定のプライベート・エクイティ投資及び流動性の低い債券、仕組債（証券化された債券及び仕組負債証券を含む）、並びにヘッジ・ファンドが含まれる。レベル3の公正価値は第三者からの価格情報に基づいている。

**公正価値ヒエラルキーのレベル間の振替**

公正価値ヒエラルキーのレベル間の振替は、そうした振替の原因となる事象が発生するか又は状況の変化があった日に実施されたとみなされる。レベル間の振替は、主として入手可能な市場価格数に起因する。

## レベル3の項目の調整

## 金融資産及び負債の内訳

	損益を通じて公正 価値で計上する		デリバティブ 契約	その他包括利益を 通じて公正価値で	
	金融資産			計上	資産合計
<b>金融資産、百万ユーロ</b>					
期首残高(2020年1月1日)	834		74	875	1,783
損益に計上された利益/損失合計	-496		-28	0	-523
その他包括利益に計上された利 益/損失合計				0	0
購入	35			1	36
売却	-26			0	-26
決済	-2				-2
レベル3への振替	138			-205	-67
レベル3からの振替				-94	-94
期末残高(2020年6月30日)	485		46	576	1,107
<b>金融負債、百万ユーロ</b>					
期首残高(2020年1月1日)				32	32
損益に計上された利益/損失合計				43	43
期末残高(2020年6月30日)				75	75

## 損益に含まれる利益/損失合計を項目別に表したもの(2020年6月30日現在)

百万ユーロ	純利益		包括利益 計算書/公正価 値評価差額準備 金の変動		事業年度末に保 有する資産/負 債に係る当事業 年度の利益/損 失に含まれる利 益/損失合計
	純利息収益	純投資収益			
正味実現利益(損失)	-487	-8	0		-496
正味未実現利益(損失)	-71		0		-71
正味利益(損失)合計	-558	-8	0		-566

レベル3に含まれているデリバティブは、顧客のニーズに合わせた仕組デリバティブより構成される。仕組デリバティブの市場リスクは、対応するデリバティブ契約によってカバーされている。カバーされない市場リスクは損益に影響を与えない。レベル3のデリバティブは、OPコーポレート・バンクが発行した仕組債に関連しており、その収益は、組込デリバティブ商品の運用実績によって決定される。組込デリバティブの公正価値の変動は上記の表に表示されていない。また、当グループが公正価値測定をする際に用いる市場データの推定を行わなければならない長期満期のデリバティブもレベル3に含まれている。

## 公正価値ヒエラルキーのレベルの変更

2020年度において、評価技法の大幅な変更はなかった。

## 注記14 オフバランスシート項目

百万ユーロ	2020年6月30日	2019年12月31日
保証	715	550
その他の保証債務	1,760	1,882
ローン・コミットメント	5,193	5,146
短期売買取引に関連するコミットメント	266	315
その他 <sup>*</sup>	689	699
<b>オフバランスシート項目合計</b>	<b>8,624</b>	<b>8,593</b>

<sup>\*</sup> うち、プライベート・エクイティ・ファンドに対する損害保険部門の契約債務は合計182(194)百万ユーロである。

## 注記15 デリバティブ契約

	想定元本/満期までの 残存期間				公正価値*	
	1年超			合計	資産	負債
	1年 以内	5年 以内	5年超			
<b>2020年6月30日現在デリバティブ合計</b>						
百万ユーロ						
金利デリバティブ	57,287	80,444	93,552	231,283	3,996	2,796
中央清算機関による決済	12,438	40,322	47,300	100,060	34	25
為替デリバティブ	44,400	4,829	2,410	51,638	957	1,294
エクイティ及びインデックス連動デリバティブ	1	2		3		
クレジット・デリバティブ	93	114	4	211	1	23
その他のデリバティブ	226	409	11	646	39	52
<b>デリバティブ合計</b>	<b>102,006</b>	<b>85,796</b>	<b>95,978</b>	<b>283,780</b>	<b>4,993</b>	<b>4,165</b>

	想定元本/満期までの 残存期間				公正価値*	
	1年超			合計	資産	負債
	1年 以内	5年 以内	5年超			
<b>2019年12月31日現在デリバティブ合計</b>						
百万ユーロ						
金利デリバティブ	47,526	87,484	86,157	221,167	3,198	2,506
中央清算機関による決済	10,791	36,126	42,208	89,126	52	53
為替デリバティブ	45,365	6,954	2,414	54,733	1,250	972
エクイティ及びインデックス連動デリバティブ	1	2		3	0	
クレジット・デリバティブ	59	892	112	1,063	14	12
その他のデリバティブ	233	435	18	686	58	38
<b>デリバティブ合計</b>	<b>93,185</b>	<b>95,766</b>	<b>88,701</b>	<b>277,652</b>	<b>4,530</b>	<b>3,529</b>

\* 公正価値には、トレーディング目的保有以外のデリバティブに係る貸借対照表のその他資産あるいは引当金及びその他負債に計上されている未収/未払利息が含まれている。また、中央清算機関により決済されるデリバティブの公正価値は貸借対照表上で相殺されている。

## 注記16 保険セグメントの投資分布

投資資産ポートフォリオの配分	2020年6月30日		2019年12月31日	
	公正価値 百万ユーロ*	%	公正価値 百万ユーロ*	%
<b>短期金融市場合計</b>	<b>480</b>	<b>12</b>	<b>547</b>	<b>14</b>
短期金融市場商品及び預金**	475	12	541	14
デリバティブ商品***	5	0	6	0
<b>債券及び債券ファンド合計</b>	<b>2,584</b>	<b>66</b>	<b>2,644</b>	<b>67</b>
政府	462	12	447	11
投資適格	1,622	41	1,669	42
新興市場及び高利回り	312	8	253	6
ストラクチャード・インベストメント****	187	5	275	7
<b>株式合計</b>	<b>428</b>	<b>11</b>	<b>426</b>	<b>11</b>
フィンランド	91	2	116	3
先進国市場	189	5	172	4
新興市場	78	2	67	2
固定資産及び非上場株式	6	0	6	0
プライベート・エクイティ投資	64	2	65	2
<b>オルタナティブ投資合計</b>	<b>34</b>	<b>1</b>	<b>35</b>	<b>1</b>
ヘッジ・ファンド	34	1	35	1
<b>不動産投資合計</b>	<b>393</b>	<b>10</b>	<b>300</b>	<b>8</b>
直接的不動産投資	250	6	159	4
間接的不動産投資	143	4	141	4
<b>合計</b>	<b>3,919</b>	<b>100</b>	<b>3,952</b>	<b>100</b>

\* 未収利息収益を含む

\*\* 未収及び未払決済金、並びにデリバティブの市場価値を含む

\*\*\* デリバティブの資産区分への配分による影響（デルタ加重相当）

\*\*\*\* カバードボンド、ローン・ファンド及び流動性の低い債券を含む

## 注記17 関連当事者取引

OPコーポレート・バンク・グループの関連当事者は、親会社であるOP協同組合、当グループに連結されている子会社、関連会社及び主要経営陣及びその他の関係企業より構成される。OPコーポレート・バンク・グループの主要経営陣は、OPコーポレート・バンク・ピーエルシーのCEO及び取締役、並びに彼らの近親者である。関連当事者にはまた、経営陣あるいは彼らの近親者が重要な影響力を行使できる会社も含まれている。その他の関係企業には、OP年金ファンド、OP年金基金及びOP協同組合の連結対象である姉妹会社が含まれている。

関連当事者への貸付金については、標準的な貸付条件が適用されている。これらの貸付金は、一般的に使用されている参照金利に連動している。

関連当事者取引については、2019年12月31日以降、重要な変更はない。

### 2020年の財務報告

2020年中間報告書スケジュール：

中間報告書第1四半期～第3四半期 2020年10月22日

ヘルシンキ、2020年7月21日

OPコーポレート・バンク・ピーエルシー

取締役会

追加情報に関する連絡先

カトヤ・ケイターニエミ、取締役社長兼CEO、電話:+358 (0) 10 252 1378

ツオイ・コーサ、最高コミュニケーション・企業責任担当者、電話+358 (0) 10 252 2957

[www.op.fi](http://www.op.fi)

## 2【その他】

### (1)訴訟

過去6ヶ月間において、当グループのいかなるメンバーも、当グループの財政状態若しくは収益性に重大な影響を及ぼす可能性のある、又は近年影響を及ぼした行政手続、訴訟又は仲裁手続(当行が認識している係争中の手続又は係争のおそれがある手続を含む。)に関与していない。

### (2)後発事象

該当事項なし。

### 3【IFRS及びフィンランドにおける財務書類の作成を規制する法令と日本の法令における会計原則及び会計慣行の主要な相違】

当グループの中間連結財務書類は、IAS第34号「期中財務報告」及び2019年連結財務書類に表示されている会計方針に準拠して作成されている。したがって、本中間財務書類は2019年度の年次財務書類と併せて読まれるべきである。

以下の記述は、当グループが適用する会計基準のうち重要と考えられるものと日本の会計原則との差異を要約したものである。当グループは、連結財務書類及び関連注記に関して、日本の会計原則との間の比較表を作成しておらず、その差異を定量化していない。したがって、以下の要約が日本の会計原則との差異を網羅している保証はない。

投資の決定にあたって、投資家は当グループ、申込みの条件及び財務情報に関する自らの検証に依拠しなければならない。潜在的投資家はEUで採用されているIFRSと日本の会計原則の差異、及びそれらの差異がどのように本書の財務情報に影響を与えるかを理解するために、自身の専門アドバイザーに相談すべきである。

#### (1) 連結

##### **IFRS及びフィンランドの会計原則**

連結財務書類には、親会社及び親会社が支配する会社(すなわち子会社。組成された事業体を含む。)の財務書類が含まれている。投資企業が被投資企業に係る変動リターンにさらされているか、又はその変動リターンに対する権利を有している場合、及び被投資企業に対するパワーを通じて、かかるリターンに影響を及ぼす能力を有している場合、投資企業は被投資企業を支配している。パワーとは、リターンに対して重要な影響を及ぼす活動を指示する能力である。リターンは必ず変動するものであり、正の金額のみ、負の金額のみ又はその両方のいずれかとなり得る。

投資企業が被投資企業を支配しているか否かを評価する場合、投資企業は、株主総会における議決パターン等、その他の事実及び状況と合わせて、潜在的議決権、その他の契約上の取り決めに基づく権利、及び他の持分と比較した投資企業の持分規模を考慮しなければならない。IFRS第10号の連結基準において、「事実上の」支配に関する概念が明確化されている。

また、標準的な事業体に適用される支配の一般概念が組成された事業体にも適用されている。企業は、組成された事業体の目的及び構造を考慮し、関連活動を特定し、それらの活動がどのように決定されたかについて考慮しなければならない。また、代理関係も考慮される。

共同支配事業を共同支配している企業は、その持分に応じて、共同支配事業からの資産、負債、収益及び費用を認識しなければならない。

連結財務書類は、保険契約を除いて統一した会計方針を使用して作成される(IFRS第10号)。保険契約については連結財務書類においても現地GAAPに基づいた測定原則が維持されているため、統一された会計方針は適用されていない(IFRS第4号)。

##### **日本の会計原則**

日本でも、親会社は支配しているすべての会社を連結することが求められている。

親会社及び子会社が連結財務書類を作成するために採用する会計原則は、原則として統一されなければならない。「連結財務書類作成における在外子会社等の会計処理に関する当面の取扱い」によれば、在外子会社の所在地国の会計原則に準拠して作成された財務書類は原則として親会社の会計方針(日本の会計原則)に修正する必要があるが、在外子会社の財務書類がIFRS又は米国会計基準に準拠して作成されている場合は、一定の項目の修正を除き、これを連結決算手続上利用できることと規定されている。

特別目的事業体(以下「SPE」という。)の投資企業又は譲渡人は、一定の基準が満たされる場合、SPEを連結する必要はない。IFRSとは異なり、投資企業がその事業体の議決権の40%以上を保有し、かつ、1つ以上の一定の追加的な条件を満たす場合に事業体の連結を要求するガイドラインがある。ただし、これは、投資企業が議決権の40%未満しか保有していない事業体について、連結する必要はないということの意味するものではない。

日本の会計原則では、特定の場合にIFRSに基づく共同支配事業に適用されるものと同様の会計処理が認められている。ただし、IFRSのような「共同支配事業」の概念はなく、日本の会計原則に基づく会計処理は、IFRSに基づいて適用される会計処理とは異なる可能性がある。

## (2) 企業結合、のれん及びその他無形資産

### **IFRS及びフィンランドの会計原則**

企業結合は取得法で会計処理されている。企業結合により取得したのれんは、移転された対価が、取得した識別可能資産及び負債並びに被取得企業の偶発債務、及び被取得企業の非支配持分の公正価値の純額の当グループ持分を超過する分として測定される。負の超過額の場合、格安購入益は即時に損益計算書に計上される。のれんは当初取得原価で計上され、その後は減損損失累計額を控除後の取得原価で計上される。企業結合において取得した識別可能な無形資産は、取得日の公正価値で測定され、のれんとは区別して認識される。のれん及びその他の耐用年数を確定できない無形固定資産は償却されないが、少なくとも年に1度、及び減損の兆候がある場合にはいつでも減損テストが実施される(IFRS第3号、IAS第36号、IAS第38号)。

フィンランドの会計原則では、のれんは即時に評価減されるか資産計上され5年間にわたり償却される。未配分の負ののれんは個別項目として貸借対照表に資本又は負債として分類される。フィンランドの会計原則においては耐用年数が確定できない無形資産はない。

### **日本の会計原則**

企業結合は原則としてパーチェス法により会計処理される。また、のれんは20年以内の期間にわたり定額法その他の合理的方法により規則的に償却される。のれん又は無形資産に減損の兆候が認められた場合には減損テストの対象となる。

## (3) 金融商品の分類及び測定

### **IFRS及びフィンランドの会計原則**

IFRSにおいて金融資産の分類及び測定は、ビジネスモデルと契約上のキャッシュ・フロー特性の両方を基礎として、原則として、「償却原価」、「その他包括利益を通じた公正価値(FVOCI)」、及び「損益を通じた公正価値(FVPL)」に分類され、その後は以下の様に測定される。

- ・「償却原価」に分類された金融資産は、実効金利法による償却原価で測定される。

- ・「FVOCI」に分類された債券等の金融資産は、実効金利法で測定し、さらに公正価値で測定される。償却減価と公正価値の差額は、その他包括利益に計上される。
- ・「FVPL」に分類された金融資産は、公正価値で測定し、評価差額は純損益に計上される。

デリバティブ資産は、ヘッジ手段として利用されているものを除いて公正価値で測定される。

資本性金融商品は、原則としてFVPLに分類されるが、FVOCIに指定することもできる。

金融負債の分類は、以下を除き、すべて償却原価で測定される区分にするものに分類される。

- ・FVPLで測定される金融負債（負債であるデリバティブを含む）
- ・金融資産の譲渡が認識の中止要件を満たさない場合に生じる金融負債
- ・金融保証契約
- ・所定の要件を満たすローン・コミットメント
- ・企業結合において取得企業が認識した条件付き対価

なお、OPコーポレート・バンク・グループは損害保険投資の一部に一時的なオーバーレイ・アプローチを適用しており、これらの投資による損益への影響は再びIAS第39号と整合している。詳細については有価証券報告書の連結財務書類の注記1「OPコーポレート・バンク・グループの会計方針」を参照のこと。

### 日本の会計原則

有価証券は保有目的で区分（売買目的有価証券、満期保有目的の債券、子会社及び関連会社株式、その他有価証券）した貸借対照表額や評価差額の処理が定められている。なお、非上場株式等の時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券については、時価評価しない。

また、債権は取得価額又は償却原価から貸倒引当金を控除した金額をもって貸借対照表価額とする。

デリバティブは原則として時価をもって貸借対照表額とし、評価差額は当期の損益として処理される。

金融負債は、債務額又は償却原価をもって貸借対照表額とする。

金融商品の公正価値オプションは認められていない。

### (4) 金融資産の減損

#### IFRS及びフィンランドの会計原則

IFRSでは、償却原価又はFVOCIに分類される金融資産、リース債権、契約資産、又はIFRS第9号の減損規定が適用されるFVPLでないローン・コミットメント及び金融保証契約について、予想信用損失に対する損失引当金を認識する（予測信用損失モデル）。

当初認識時以降に信用リスクが著しく増大した場合、金融商品の全期間にわたる予想信用損失を損失評価引当金として認識する。当初認識時以降に信用リスクが著しく増大していない場合、金融商品の12か月の予想信用損失を損失評価引当金として計上する。

債権、契約資産及びリース債権については、当初認識時の信用リスクの状況との比較を行うことなく、全期間にわたる予想信用損失を損失評価引当金として認識することができる。

#### 日本の会計原則

売買目的保有有価証券以外の有価証券のうち時価のあるものについて、時価が著しく下落した時は、回復する見込みがあると認められる場合を除き、減損損失を認識する。

時価の50%超の下落は著しい下落とされ、概ね30%未満の下落は通常は著しい下落に該当しないものとされている。

市場で取引されない株式については、発行会社の財政状態の変化により実質価額が著しく下落した場合に減損損失を認識する。

債権については債務者の信用リスクに応じた貸倒見積高に基づいて算定された貸倒引当金を認識する。

## (5) 金融資産の認識の中止

### **IFRS及びフィンランドの会計原則**

金融資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅し、又は金融資産が譲渡され、かつ、その譲渡が認識の中止の要件を満たす場合、金融資産の認識は中止される。

譲渡においては、報告企業は、資産のキャッシュ・フローを受取る契約上の権利を移転すること、又は資産のキャッシュ・フローの権利を留保するが、そのキャッシュ・フローを第三者に支払う契約上の義務を受け入れることのいずれかを要求される。譲渡に際して、企業は、譲渡した資産の所有に係るリスクと経済価値がどの程度留保されているかを評価する。実質的にすべてのリスクと経済価値が留保されている場合は、その資産は引続き貸借対照表で認識される。実質的にすべてのリスクと経済価値が移転された場合は、当該資産の認識は中止される。

実質的にすべてのリスクと経済価値が留保も移転もされない場合、企業はその資産の支配を引続き留保しているかどうかについて評価をする。支配を留保していない場合は、当該資産の認識は中止される。企業が支配を留保している場合、継続関与の程度に応じて、引続きその資産を認識する。

### **日本の会計原則**

日本では、「金融商品に係る会計基準」により、金融資産は金融資産の契約上の権利を行使したとき、権利を喪失したとき、又は権利に対する支配が他に移転したときに認識が中止される。金融資産の契約上の権利に対する支配が他に移転するのは、(a)譲渡された金融資産に対する譲渡人の契約上の権利が譲渡人及びその債権者から法的に隔離され、(b)譲受人が譲渡された金融資産の契約上の権利を直接又は間接に有し、(c)譲渡人が譲渡した金融資産を当該金融資産の満期前に買戻す又は償還する権利及び義務を有していない場合である。

## (6) 公正価値オプション

### **IFRS及びフィンランドの会計原則**

IFRSでは、償却原価又はFVOCIで測定される負債性金融商品を当初認識時にFVPLに指定(公正価値オプション)することができる。金融負債グループ又は金融資産と金融負債のグループは、公正価値による管理と業績評価されている場合には当初認識時に公正価値オプションの指定ができる。公正価値オプションは、指定することにより会計上のミスマッチが解消又は大幅に低減する場合に限り指定することができるが、指定後に取り消すことはできない。

公正価値オプションに指定された金融負債の公正価値変動のうち、自己の信用リスクの変動に起因する部分は、その他包括利益に計上される。なお、損益へのリサイクリングは禁止される。

### **日本の会計原則**

金融商品の公正価値オプションは認められていない。

## (7) ヘッジ会計

### IFRS及びフィンランドの会計原則

当グループは、IFRS第9号を適用後も継続してIAS第39号のヘッジ会計を適用している。

IAS第39号において要求される一定の条件が満たされた場合は、下記の種類のヘッジ関係に係るヘッジ会計が認められている。

- ・ 公正価値ヘッジ(すなわち、特定のリスクに起因する公正価値の変動に対するエクスポージャーが、損益に影響を与える可能性がある場合に、当該エクスポージャーをヘッジすること)
  - ヘッジ会計上、ヘッジ手段は公正価値で測定される。ヘッジ対象の帳簿価額はその公正価値の変動により調整されるが、ヘッジされたリスクに起因する部分に限定される。公正価値ヘッジにおいては、ヘッジ手段及びヘッジ対象の双方の損益が損益計算書に計上されている。
- ・ キャッシュ・フロー・ヘッジ(すなわち、特定のリスク又は発生の可能性の高い予定取引に起因するキャッシュ・フローの変動可能性に対するエクスポージャーが、損益に影響を与える可能性がある場合に当該エクスポージャーをヘッジすること)
  - ヘッジ会計上、ヘッジ手段の公正価値測定による損益のうち有効なヘッジと判断される部分はその他包括利益の公正価値評価差額準備金に計上され、非有効部分は損益計算書に計上される。資本の公正価値評価差額準備金に計上された損益は、ヘッジされたキャッシュ・フローが損益に計上されるのと同じ会計期間に損益に再分類される。
- ・ 在外事業体に対する純投資のヘッジ
  - ヘッジ会計上、ヘッジ手段の損益のうち有効なヘッジと判断される部分はその他包括利益に計上され、非有効部分は損益に計上されている。
  - 資本の部に累積された損益は、在外事業体の一部処分又は売却時に損益計算書に再分類される。

### 日本の会計原則

日本では、デリバティブ金融商品について、会計基準により定められたヘッジ会計の要件を満たす場合には、原則として、「繰延ヘッジ会計」(ヘッジ手段の損益を貸借対照表の「純資産の部」に計上し、ヘッジ対象が損益計上されるのと同じの会計期間に損益に計上する。)が適用されるが、売却可能有価証券については、「公正価値ヘッジ会計」(ヘッジ手段の損益を発生時に計上するとともに、同一の会計期間にヘッジ対象の損益も計上する。)を適用できる。

## (8) 保険会計

### IFRS及びフィンランドの会計原則

#### a. 保険契約の認識

当グループの保険料は主に、契約の有効期間にわたり比例配分して収益に計上される。ただし、10年保険(住宅瑕疵担保責任保険)及び永久保険の収益認識は、引受リスクに基づいて比例配分されてい

る。貸借対照表日後に計上される保険料収入は、貸借対照表に未経過保険料として計上される。未経過保険料が将来の保険金及び有効な保険契約に帰属する費用を補填するのに十分でない場合、その差額に相当する補足額(未経過リスク準備金)が未経過保険料として計上される。

b. 保険負債の十分性

IFRSでは、各報告期間の末日に保険契約に基づく将来キャッシュ・フローに関する現在の見積もりを用いて認識した保険負債が十分か否かを検証しなければならない。当該検証により、保険負債の帳簿価額が不十分であることが示される場合には、その不足額をすべて損益に計上しなければならない。

c. 再保険契約

保険負債とそれに対応する再保険資産は相殺されずに別個に貸借対照表に表示される。

## 日本の会計原則

a. 保険契約の認識

損害保険の保険料は契約の有効期間にわたり比例配分して収益に計上される。

b. 保険負債の十分性

損害保険契約の保険負債は責任準備金及び支払準備金に大別されるが、保険負債の計算方法は該当する法律で詳細に定められている。また、年度末にアクチュアリーにより保険負債の十分性の検討が行われ、必要な場合には追加の責任準備金が計上される。

c. 再保険契約

日本で免許を受け、再保険資産の回収に問題のない会社との再保険契約である場合には、保険負債(責任準備金)から該当する再保険資産を差し引くことができる。

## (9) 投資不動産

### IFRS及びフィンランドの会計原則

IFRSは投資不動産の事後測定についてIAS第40号に基づいた原価モデルと公正価値モデルの選択を認めている。公正価値モデルが選択された場合には、投資不動産の公正価値の変動が損益に計上される。帳簿価額は償却されない。投資不動産の公正価値は、報告期間の末日現在の市場の状況を反映するものでなければならない。また、公正価値は各報告期間の末日に算定しなければならない。

フィンランドの会計原則では投資不動産を扱う特定の基準が存在しない。したがって、通常はその他の有形固定資産と同様の原則で会計処理される。投資不動産は公正価値評価される可能性がある。

### 日本の会計原則

日本の会計原則では、投資不動産について、その他の有形固定資産と同様に、減価償却累計額控除後の取得原価により計上され、必要に応じて減損処理を行う。ただし、賃貸等不動産を保有している企業は、以下の事項を注記することが求められる。

a) 賃貸等不動産の概要

b) 賃貸等不動産の貸借対照表計上額及び期中における主な変動

c) 賃貸等不動産の当期末における時価及びその算定方法

## d)貸貸等不動産に関する損益

## (10) 非金融資産の減損

**IFRS及びフィンランドの会計原則**

IFRSでは、各報告日において資産の減損の兆候について評価される。そのような兆候が存在する場合、当該資産の回収可能価額が見積られ、当該資産の回収可能価額を超過する帳簿価額について減損損失が損益に認識される。減損損失は、IAS第36号の要件を満たす場合には損益に戻入れることができるが、戻入れ後に増加する資産額は、減損が認識される前の帳簿価額を超えてはならない。

**日本の会計原則**

日本では、減損の兆候が認められ、かつ割引前の見積り将来キャッシュ・フロー総額(20年以内の合理的な期間に基づく)が帳簿価額を下回ると見積られる場合において、回収可能価額と帳簿価額との差額につき減損損失を計上する。減損損失の戻入れは認められない。

## (11) 退職後給付

**IFRS及びフィンランドの会計原則**

確定給付型制度において制度負債は数理的手法に基づき測定されるが、ここでは予測単位積増方式を用いて、優良社債又はそのような市場が存在しない場合には国債を参照した割引率を用いて給付が割引かれている。制度資産は、公正価値で測定されている。当該制度資産が制度負債を超える場合は資産(超過額)として、不足する場合は負債(不足額)として、それぞれ貸借対照表に計上されている。

正味確定給付債務の再測定の結果生じた項目は、リサイクルされず、発生した期間にその他包括利益に認識される。

フィンランドの会計原則では、保険会社及び年金基金を除き従業員給付会計について特定の規定は存在しない。

**日本の会計原則**

確定給付型年金制度について、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を退職給付に係る負債として貸借対照表に計上する。未認識過去勤務債務及び未認識の数理計算上の差異は、貸借対照表のその他の包括利益累計額に認識されることとなる。数理計算上の差異は、各期の発生額について平均残存勤務期間以内の一定の年数で按分した額を毎期費用処理することとされており、また、発生時に費用処理する方法も認められている。

## (12) リース

**IFRS及びフィンランドの会計原則**

IFRS第16号に基づいて、借手は、リース取引を分類せず、リース取引に関する使用権資産とリース負債の認識が要求される。使用権資産は、通常リース期間にわたって減価償却される。リース負債については、リース負債の残高に対して、残りの期間を通じて利回りが一定になるような利率を乗じて利息費用を計上してリース料と利息費用の差額をリース負債の返済として会計処理する。

貸手は、原資産の所有に伴うリスクと経済価値が実質的にすべて借手に移転しているか否かに基づいてリースをファイナンス・リース、それ以外をオペレーティング・リースに分類する。ファイナンス・リース取引については、原資産の認識を中止し、代わりに債権を認識する。その後は一定率の期間収益が発生するように金融収益を計上する。オペレーティング・リースについてはリース料総額をリース期間にわたり規則的な方法により収益として認識する。

### **日本の会計原則**

リース取引はファイナンス・リース取引とオペレーティング・リース取引に分類され、基本的に、資産の所有に伴うリスクと経済的便益のほとんどすべてが実質的に借手に移転している場合には、ファイナンス・リース取引、それ以外をオペレーティング・リース取引とする。また、ファイナンス・リース取引については売買と同様の会計処理を行い、オペレーティング・リース取引については賃貸借と同様の会計処理を行う。なお、貸手の会計処理はIFRSと類似している。

## 第7【外国為替相場の推移】

財務書類の表示に用いられた通貨(ユーロ)と本邦通貨との間の為替相場が、国内において時事に関する事項を掲載する2以上の日刊新聞に最近5年間の事業年度及び最近6ヶ月間において掲載されているので、本記載は省略する。

## 第8【提出会社の参考情報】

当事業年度の開始日から本書提出日までの期間において提出された書類及び提出日は以下のとおりである。

### 有価証券報告書及びその添付書類

2020年8月13日 関東財務局長に提出

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

### 第1【保証会社情報】

該当事項なし。

### 第2【保証会社以外の会社の情報】

該当事項なし。

### 第3【指数等の情報】

該当事項なし。